

湯沢町水道事業短中期計画

豊かな自然とともに！安全でおいしい湯沢の水道いつまでも

令和8年～令和17年
(2026年～2035年)

令和8年3月

A graphic showing a water droplet falling into a pool of water, creating ripples. The background is a gradient of blue and white, with a white curved shape at the bottom left.

新潟県湯沢町

目次

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 第1章 策定の趣旨及び位置づけ | 1 |
| 1. 策定の趣旨 | 1 |
| 2. 位置づけ | 2 |
| 3. 計画期間 | 3 |
| 第2章 事業概要 | 4 |
| 1. 水道事業の概況 | 4 |
| 2. 給水状況 | 8 |
| 3. 施設状況 | 10 |
| 4. 経営状況 | 19 |
| 5. 組織体制 | 22 |
| 6. その他の主な取組 | 23 |
| 第3章 将来の事業環境 | 25 |
| 1. 水需要の見通し | 25 |
| 2. 施設の見通し | 27 |
| 3. 経営環境の見通し | 31 |
| 第4章 基本方針 | 32 |
| 1. 基本理念と理想像 | 32 |
| 2. 目標設定 | 33 |
| 第5章 実現方策 | 34 |
| 1. 持続＜安定した水道サービスの提供＞ | 34 |
| 2. 安全＜安全で安心できる水道水の供給＞ | 42 |
| 3. 強靱＜強靱な水道システムの構築＞ | 45 |
| 第6章 投資・財政計画 | 49 |
| 1. 投資・財源の試算 | 49 |
| 2. 収支計画 | 54 |
| 3. 今後の取組 | 63 |
| 第7章 事後検証（フォローアップ） | 64 |

第1章 策定の趣旨及び位置づけ

1. 策定の趣旨

現在、湯沢町の水道普及率は約88%となっており、全国平均の約98%に比べ低い普及率と言えます。これは、スキー場やリゾートマンションなど、給水区域外に居住する住民の割合が多く、観光地特有の地域性が表れているものであり、給水区域内における給水普及率は約95%と高いため、地域生活や社会経済活動において水道は必要不可欠なものとなっています。

その一方で、人口減少や節水機器の普及に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化や物価高騰に伴う更新需要の増大、耐震化等災害対応、職員数の減少や高齢化といった課題に直面しており、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが見込まれます。

国では、これらの課題への制度的対応として、平成30年12月に水道の基盤の強化を図るための施策（広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進、指定給水装置工事事業者制度の改善等）について規定した「水道法の一部を改正する法律案」が成立し、令和元年10月1日より施行されています。

水道行政である厚生労働省（令和6年4月1日より国土交通省・環境省へ行政移管）では、このような状況の変化を受けて「新水道ビジョン」を平成25年3月に策定・公表し、その考えを反映するための「水道事業ビジョン作成の手引き」が水道事業者向けに示され、より実効性の高い事業計画策定の促進を求めています。

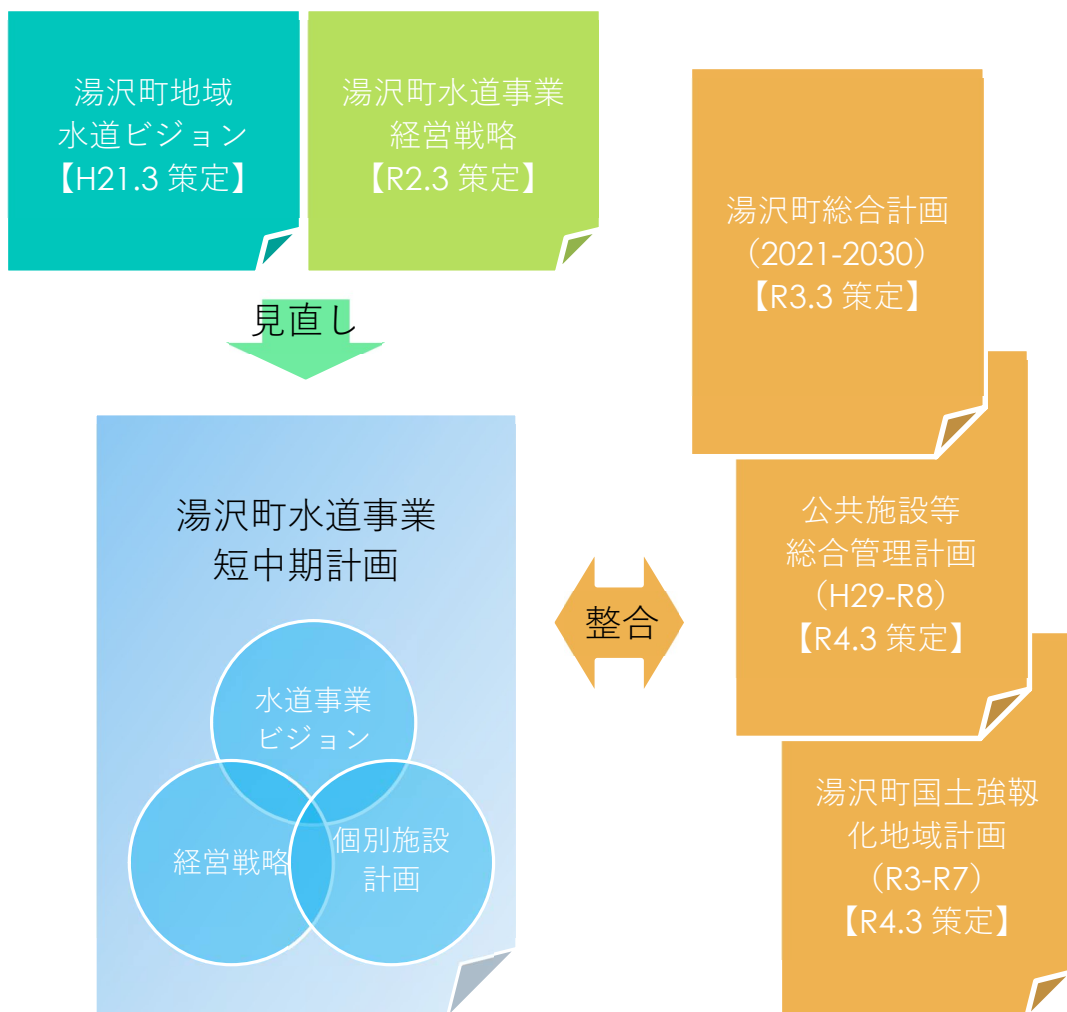
また、総務省では、公営企業としての経営基盤強化と財政マネジメント向上を図るため「経営戦略」の策定を要請しており、令和7年度までに改定・見直しを行うことを求めています。

そこで、本町においても、平成21年3月に策定した「湯沢町地域水道ビジョン」と、令和2年3月に策定した「湯沢町水道事業経営戦略」の見直しを兼ねて、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくための『湯沢町水道事業短中期計画』を新たに策定するものです。

2. 位置づけ

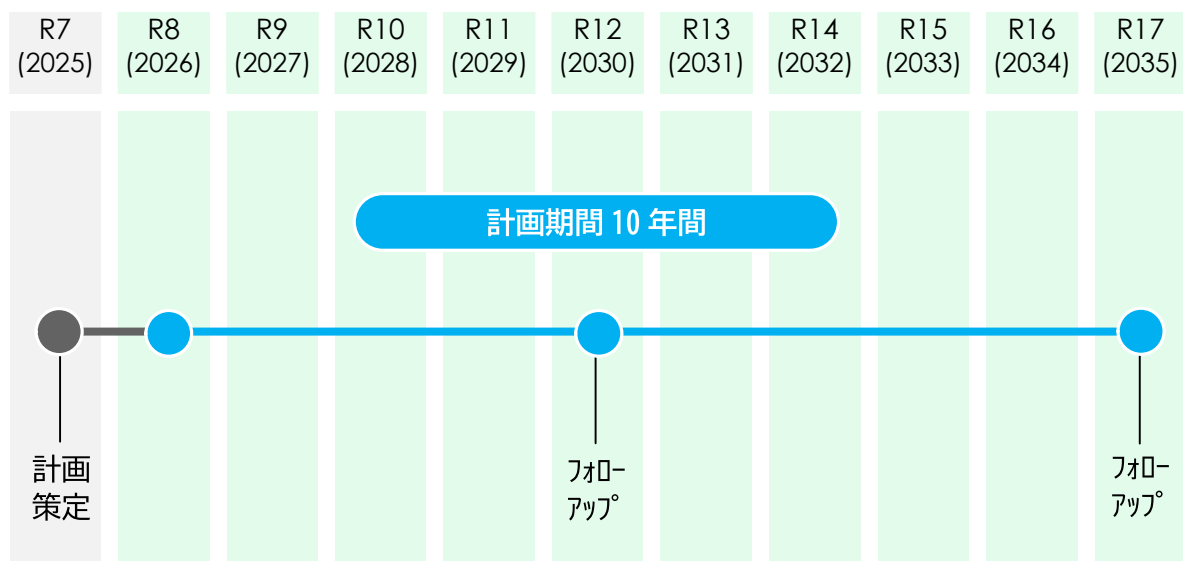
本計画は、町の最上位計画である「湯沢町総合計画」等との整合を図るとともに、水道事業ビジョン、経営戦略に求められる基本的事項及び必須事項の内容を包摂した、**水道事業のマスタープラン**として位置づけます。

また、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づいた、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画である、個別施設ごとの長寿命化計画「個別施設計画」も兼ねた計画とします。



3. 計画期間

計画期間は、水道法及び同施行規則に基づくとともに、水道事業ビジョンや経営戦略で求められている設定期間を踏まえ、令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）までの**10年間**とします。



第2章 事業概要

1. 水道事業の概況

1.1. 湯沢町の地勢

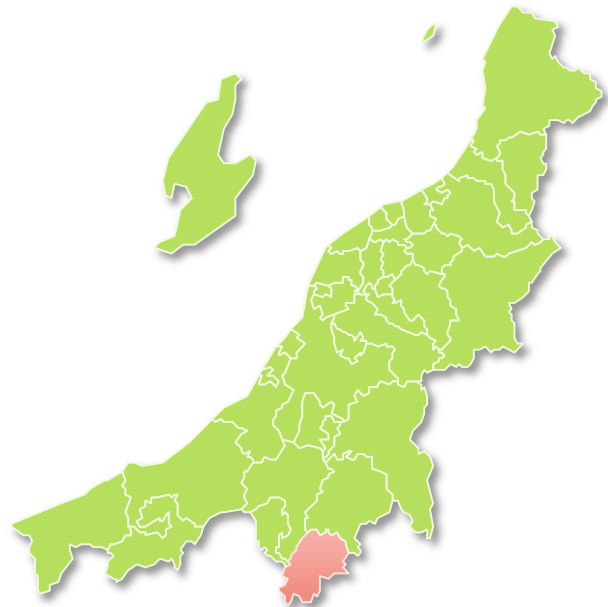
湯沢町は、新潟県の最南端に位置し、新潟市の南方約110kmの地点にあります。東部及び南部は群馬県に接し西部は長野県に接しています。

本町は、「日本百名山」に数えられている谷川岳や苗場山などに囲まれた山間地帯で、町の東西は26.5km、南北は24.0km、面積は357km²を有し、その大部分は上信越高原国立公園と魚沼連峰県立自然公園に指定されており、谷川連峰、苗場山等の標高2,000m級の山々に囲まれ、その林野面積は93.5%を占める緑豊かな自然環境であるとともに、冬には3mもの雪が暮らしを覆う国内有数の豪雪地帯となっています。

また、全国的にも知名度の高いスキー場や温泉のほか、豊かな緑、湖・河川などの観光資源を有しており、様々なアウトドアスポーツや大規模野外コンサート等を楽しむことができ、一時期、減少傾向にあった観光客も回復傾向がみられ、近年は年間400万人以上の観光客が訪れる観光のまちとなっています。観光客の大半は冬季に本町を訪れており、スキー観光に依存した構造となっているが、観光の目的が多様化するなか、地域の歴史や文化、恵まれた自然を活かした通年型の観光地を目指す取組が進められています。

交通環境に関しても、上越新幹線の最寄駅・関越自動車の湯沢IC等、山間地としては非常に恵まれた高速交通環境が整備されており、国内外の観光客誘引に大きく寄与するとともに、本町に在住しながら首都圏への通勤を可能としており、近年のテレワーク、ワーケーションの普及を背景に、本町の移住・定住促進において大きな強みとなっています。

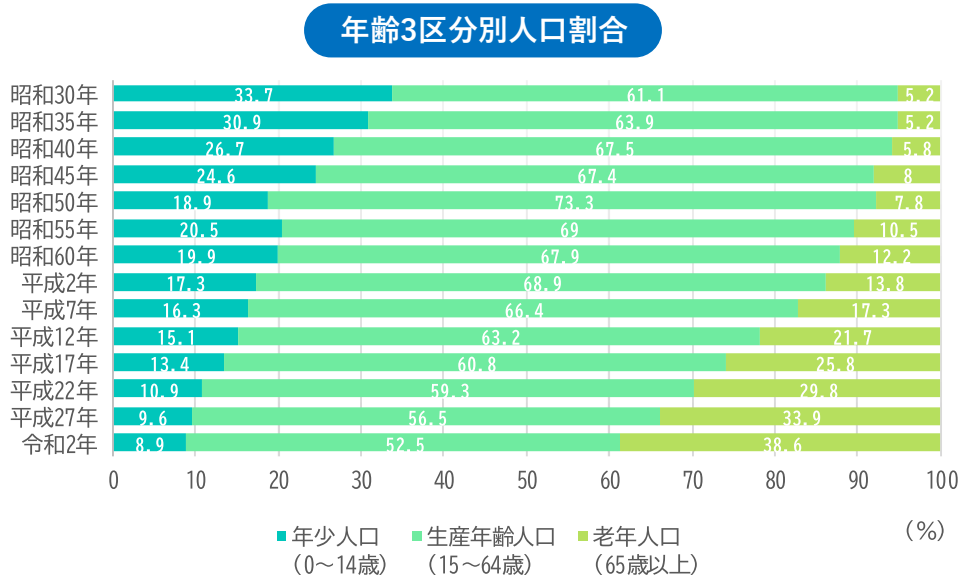
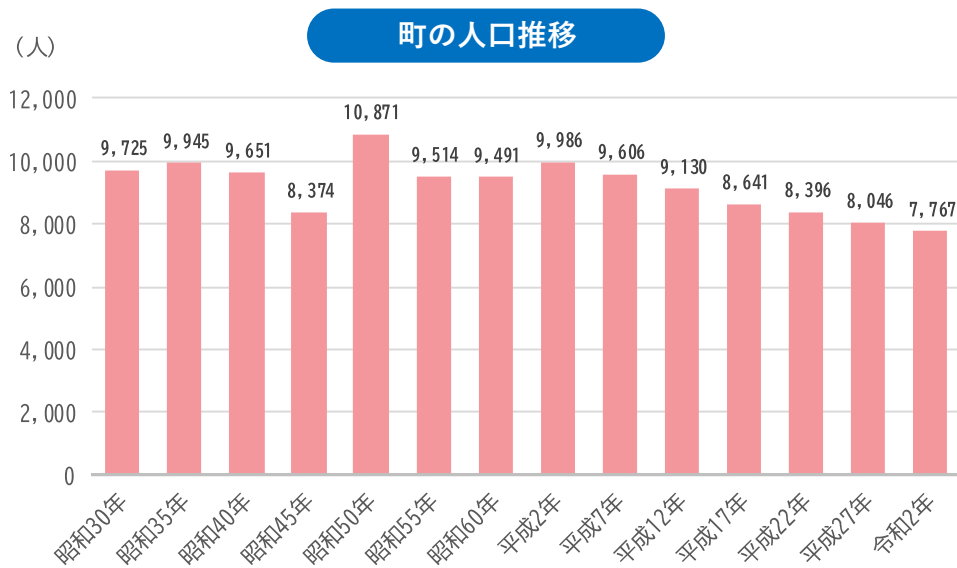
その一方で、人口減少に伴う少子高齢化や、新型コロナウイルスの影響等による経済不況化において、山間部における集落機能の維持や厳しい財政運営などの問題も顕著となっています。



1.2. 人口動態

国勢調査によると、本町の人口は昭和30年をピークに減少傾向となり、令和2年の調査結果では7,767人となっています。

年齢3区分別人口割合をみても、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、老年人口（65歳以上）が増加し続けていることから、少子高齢化が進んでいることがわかります。



1.3. 水道事業の沿革

湯沢町の水道は、昭和30年代に上水道事業（1事業）及び簡易水道事業（12事業）が創設され、その後は水道事業ごとに給水区域の拡張、給水人口・給水量の増加、事業統合などを経て、平成28年度に専用水道を除く全簡易水道事業を上水道事業が譲り受けて、現在は湯沢町上水道事業として**計画給水人口 15,810人、計画給水量 22,269m³/日**で運営しています。

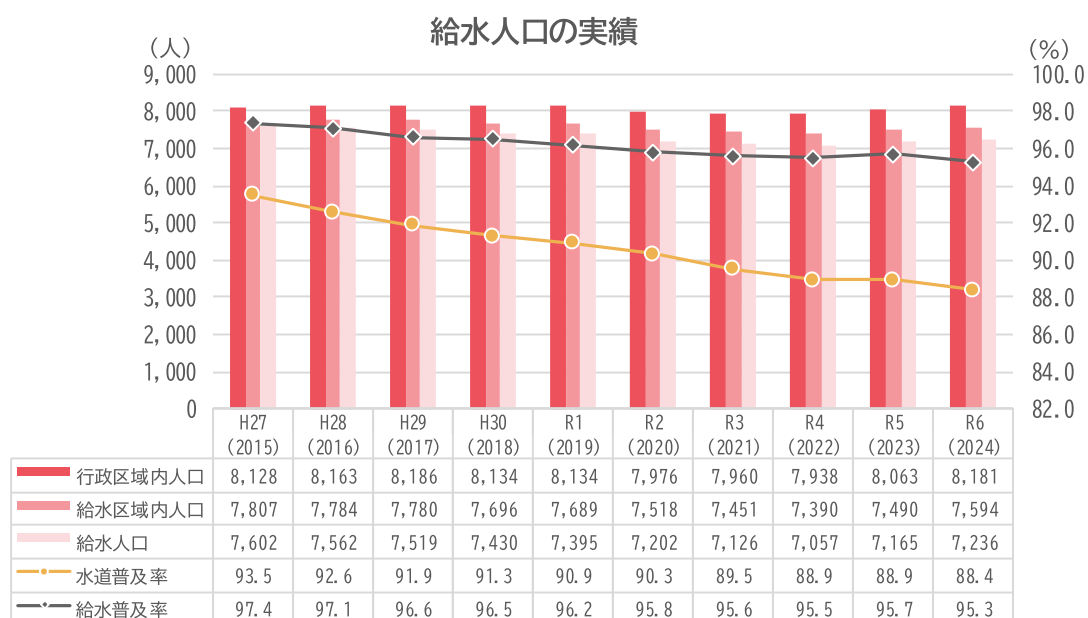


2. 給水状況

2.1. 給水人口

給水人口は、少子高齢化に伴う人口減少の影響で減少傾向となっていますが、令和5年度（2023年度）からは増加に転じています。これは、本町における外国人登録者の増加が影響しており、町の総人口である行政区域内の人口動態に比例していることが分かります。

また、水道普及率や給水普及率も減少していますが、リゾートマンションへの移住者が増えていることが要因の一つと考えられます。



2.2. 給水量

本町は、観光シーズンにおける使用水量の変動が大きいため、給水量にもバラつきがみられます。新型コロナウイルスの影響もあり、令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）に減少しましたが、行動制限の緩和やインバウンド需要の回復も伴って、近年は増加傾向となっています。

また、有収率が全国平均値に比べて低くなっていますが、使用水量が少ない時期の滞留水対策や水道施設工事に伴う水圧変動の抑制など、水質管理の一環として定期的に排泥作業を行っていることが要因の一つと考えられることから、適正な配水コントロールの実施や漏水防止対策に取り組むことにより、より効率的な水利用を目指す必要があります。

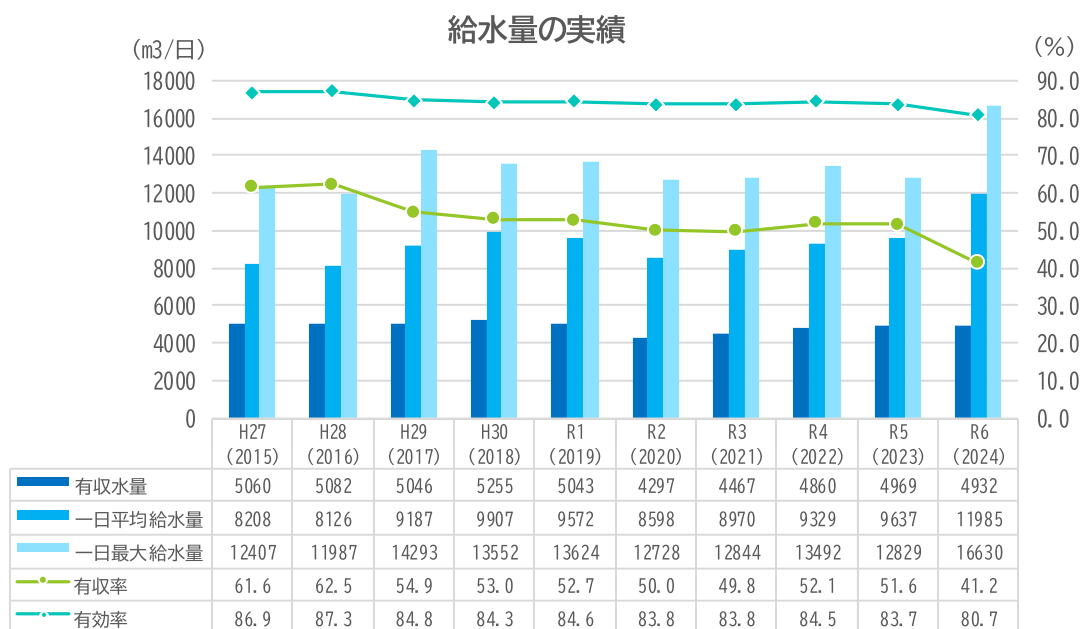


表 2-1.有収率と有効率の比較

| | 全国平均 | 給水人口規模別 (0.5~1万人未満) | 湯沢町 (R6年度実績値) |
|-----|-------|------------------------|------------------|
| 有収率 | 89.8% | 79.9% | 41.2% |
| 有効率 | 92.3% | 82.9% | 80.7% |

(全国平均/規模別：R4年度水道統計総論)

3. 施設状況

3.1. 水源

本町では、伏流水 2 箇所、地下水（井戸水） 26 箇所、湧水 24 箇所の計 52 箇所の水源にて取水しております。伏流水や湧水は、井戸水源に比べて帯水層が浅く、地上からの影響を受けやすいため、水源の保全に努めるとともに、降雨等による濁水の発生や渇水期の取水量などに注意する必要があります。

令和 6 年度の年間取水量は約 4,540 千 m³ であり、水源種別ごとの構成比は以下のとおりです。

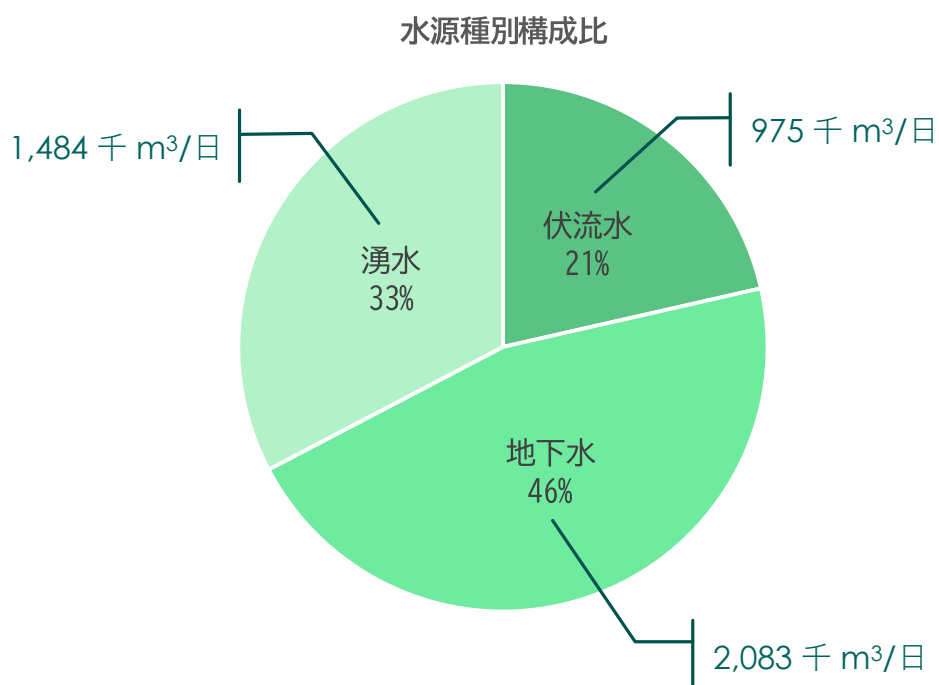


表 3-1.水源一覧

| 地区名 | 水源名 | 種別 | 計画取水量 (m ³ /日) | 地区名 | 水源名 | 種別 | 計画取水量 (m ³ /日) |
|----------------|---------------------|-----------|------------------------------|-----------------|---------------------|----------|------------------------------|
| 湯沢地区 | 西田第1水源井 | 地下水 | 500.0 | 大島地区 | 大島深井戸 | 地下水 | 112.5 |
| | 西田第2水源井 | 地下水 | 700.0 | | 大島湧水(林道湧水) | 湧水 | 16.5 |
| | 西田第3水源井 | 地下水 | 700.0 | 八木沢地区 | 八木沢深井戸 | 地下水 | 51.0 |
| | 西田第4水源井 | 地下水 | 700.0 | | 八木沢湧水(峠湧水) | 湧水 | 4.2 |
| | 魚野川伏流水 | 伏流水 | 5,530.0 | 芝原地区 | 芝原湧水 (林道第1・第2湧水) | 湧水 | 16.0 |
| | 宮林水源井 | 地下水 | 1,030.0 | | 芝原深井戸 | 地下水 | 67.0 |
| | 石白水源井 | 地下水 | 300.0 | 七谷切地区 | 小松沢湧水 | 湧水 | 23.0 |
| 岩原地区 | 岩原湧水 (居頭・中ノ沢湧水) | 湧水 | 500.0 | | 小松倉湧水 | 湧水 | 49.0 |
| | 奥添地湧水 | 湧水 | 400.0 | 中央地区 (中里地区) | 中里第1号深井戸 | 地下水 | 1,324.0 |
| | 岩原第1水源井 | 地下水 | 900.0 | | 中里第2号深井戸 | 地下水 | 610.0 |
| | 岩原第2水源井 | 地下水 | 900.0 | 中央地区 (原地区) | 原深井戸 | 地下水 | 557.0 |
| 戸沢地区 | 戸沢第1湧水 | 湧水 | 150.0 | (原地区) | 芳ヶ原湧水 | 湧水 | 159.0 |
| | 戸沢第2湧水 | 湧水 | 100.0 | 小坂地区 | 小坂第1深井戸 | 地下水 | 330.0 |
| 浅貝地区 | 村木沢湧水 | 湧水 | 120.0 | | 小坂第2深井戸 | 地下水 | 903.0 |
| | 北の入伏流水 | 伏流水 | 760.0 | 東土樽地区 | 芝倉沢湧水 | 湧水 | 220.0 |
| | 浅貝1号深井戸 | 地下水 | 1,900.0 | | 旭原深井戸 | 地下水 | 4.0 |
| | 浅貝2号深井戸 | 地下水 | 640.0 | | 谷後坂湧水 | 湧水 | ※廃止 |
| | 浅貝3号深井戸 | 地下水 | 380.0 | 滝ノ又深井戸 | 地下水 | ※廃止 | |
| 二居地区 (二居地区) | 高区湧水 (開拓湧水) | 湧水 | 48.5 | 西土樽地区 (土樽地区) | 毛渡沢湧水 | 湧水 | 82.0 |
| | 高区深井戸 | 地下水 | 50.0 | | ホドノ入湧水 | 湧水 | 35.0 |
| | 低区深井戸 | 地下水 | 13.4 | 西土樽地区 (松川地区) | 南沢湧水 | 湧水 | 37.0 |
| | 元橋1湧水 | 湧水 | 89.1 | | 松川入湧水 | 湧水 | 248.0 |
| | 元橋2湧水 | 湧水 | 149.9 | 堀切地区 | 堀切湧水 (横井戸湧水) | 湧水 | 39.0 |
| | 二居地区 (ふれあいの郷地区) | ふれあいの郷深井戸 | 地下水 | | 1.1 | 計 | 52箇所 |
| 三俣地区 | ふれあいの郷湧水 (岩魚沢湧水) | 湧水 | 100.0 | (内、伏流水) | 2箇所 | 6,290.0 | |
| | 三俣1号深井戸 | 地下水 | 122.0 | (地下水) | 26箇所 | 13,177.0 | |
| | 三俣2号深井戸 | 地下水 | 382.0 | (湧 水) | 24箇所 | 2,802.2 | |
| | 水無湧水 | 湧水 | 209.0 | | | | |

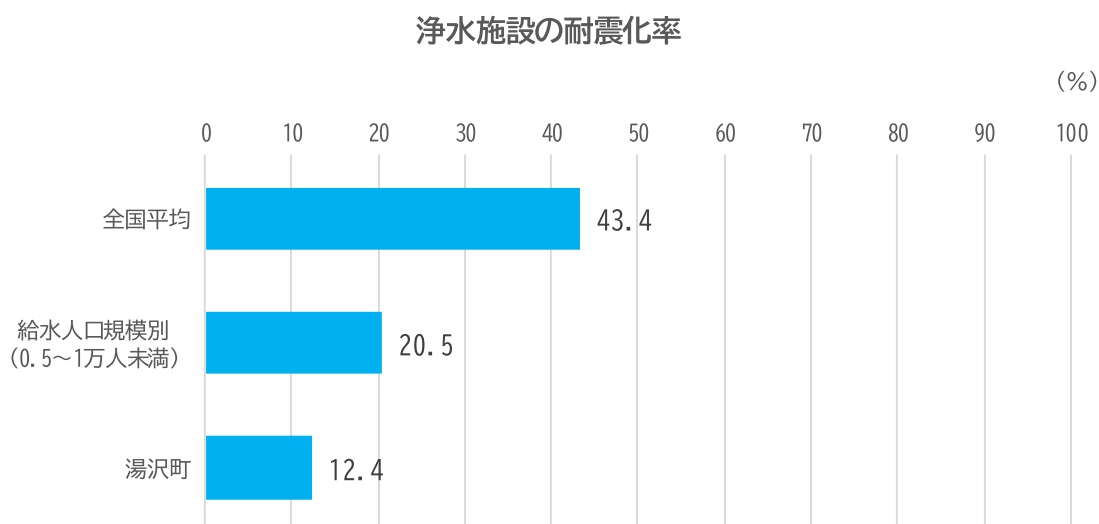


3.2. 浄水施設

浄水施設については、水源の水質が良好であることから、全ての施設において塩素滅菌のみによる浄水処理を行っており、主に配水系統ごとの配水池や付帯する計装室内に滅菌設備が設けられています。

多くの施設は高度経済成長期に建設され、その後の給水区域の拡張や水需要増加に合わせて更新・改良を行ってきていますが、設置から60年以上経過している施設もあることから、新たな更新時期を迎えていることが分かります。

また、施設の耐震性能を表す耐震化率について、「水道施設耐震工法指針」を目安にした建設年代による概略判断を行うと、全国平均値や給水人口規模別平均値と比べ低い値となるため、耐震化の推進も重要な課題となります。



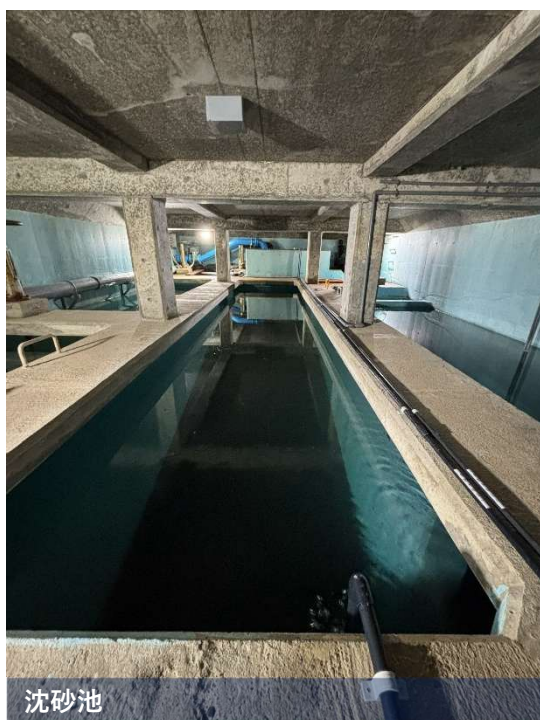
(全国平均／規模別：R4 年度水道統計総論)

表 3-2.建設年代による概略判定

| 発刊年 | 指針等の名称 | 耐震性の目安 |
|---------------|----------------------|--------|
| 1953年 (昭和28年) | 水道施設の耐震工法 | 耐震性なし |
| 1966年 (昭和41年) | 水道施設の耐震工法 昭和41年改訂版 | |
| 1979年 (昭和54年) | 水道施設耐震工法指針・解説 1979年版 | |
| 1997年 (平成9年) | 水道施設耐震工法指針・解説 1997年版 | 耐震性あり |
| 2009年 (平成21年) | 水道施設耐震工法指針・解説 2009年版 | |
| 2022年 (令和4年) | 水道施設耐震工法指針・解説 2022年版 | |

表 3-3.浄水施設一覧

| 地区名 | 施設名 | 浄水方法 | 計画浄水量 (m3/日) | 竣工年度 | 耐震性有 |
|----------------|---------------------------|---------------|-----------------|------|------|
| 湯沢地区 | 沈砂池 | 塩素滅菌 | 6,930.0 | S58 | |
| | No.1低区配水池 | 塩素滅菌 | 1,200.0 | S43 | |
| | 高区計装室 | 塩素滅菌 | 1,330.0 | S53 | |
| 岩原地区 | 岩原湧水ポンプ場 | 塩素滅菌 | 500.0 | S55 | |
| | 岩原計装室 | 塩素滅菌 | 1,800.0 | H2 | |
| | 岩原スキー場配水池 | 塩素滅菌 | 400.0 | S63 | |
| 戸沢地区 | 戸沢配水池 | 塩素滅菌 | 250.0 | S63 | |
| 浅貝地区 | 浅貝高区配水池 | 塩素滅菌(低区用,高区用) | 3,800.0 | S58 | |
| 二居地区(二居地区) | 二居計装室 | 塩素滅菌 | 350.9 | H14 | ✓ |
| 二居地区(ふれあいの郷地区) | No.1ふれあいの郷配水池 | 塩素滅菌 | 101.1 | S62 | |
| 三俣地区 | 三俣計装室 | 塩素滅菌 | 720.0 | H15 | ✓ |
| 大島地区 | 大島計装室 | 塩素滅菌 | 129.0 | H6 | |
| 八木沢地区 | No.1八木沢配水池 | 塩素滅菌 | 55.2 | S35 | |
| 芝原地区 | No.1芝原配水池 | 塩素滅菌 | 83.0 | S53 | |
| 七谷切地区 | 七谷切計装室 | 塩素滅菌 | 72.0 | H17 | ✓ |
| 中央地区(中里地区) | 中里計装室 | 塩素滅菌 | 1,935.0 | H7 | |
| 中央地区(原地区) | No.1原配水池 | 塩素滅菌 | 715.0 | S32 | |
| 小坂地区 | 小坂計装室 | 塩素滅菌 | 1,233.0 | H22 | ✓ |
| 東土樽地区 | 旭原計装室 | 塩素滅菌 | 224.0 | H16 | ✓ |
| 西土樽地区(土樽地区) | 土樽計装室 | 塩素滅菌 | 117.0 | H12 | ✓ |
| 西土樽地区(松川地区) | 松川計装室 | 塩素滅菌 | 285.0 | H6 | |
| 堀切地区 | 堀切計装室 | 塩素滅菌 | 39.0 | H14 | ✓ |
| 計 | 22箇所 | | 22,269.2 | | |
| (内、耐震性有) | 7箇所 | | 2,755.9 | | |
| 耐震化率 | 耐震対策の施されている浄水施設能力/全浄水施設能力 | | 12.4 % | | |

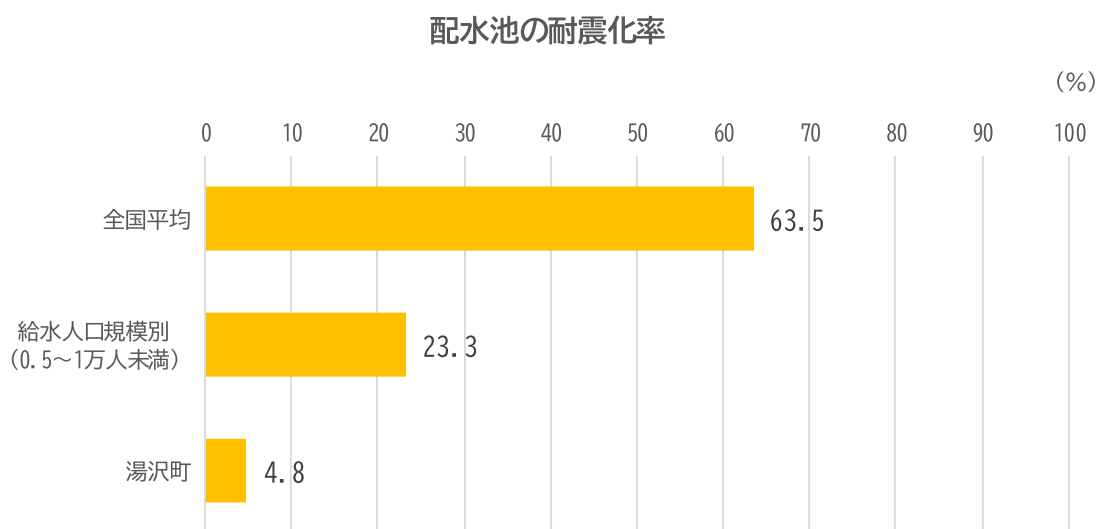


3.3. 送配水施設

主な送配水施設は、ポンプ場 2 箇所、配水池 41 箇所、減圧槽 1 箇所の計 44 箇所であり、配水池は総有効容量 13,145.8m³を有しています。

浄水施設と同様に老朽化が進行しており、法定耐用年数 60 年を超過している施設が 7 箇所、計画期間である 10 年間のうちに超過する施設が 6 箇所あることから、計画的な更新が必要となっています。

また、配水池の耐震化率についても、全国平均値や給水人口規模別平均値を大きく下回っていることから、早期の耐震化が求められています。



(全国平均/規模別：R4 年度水道統計総論)

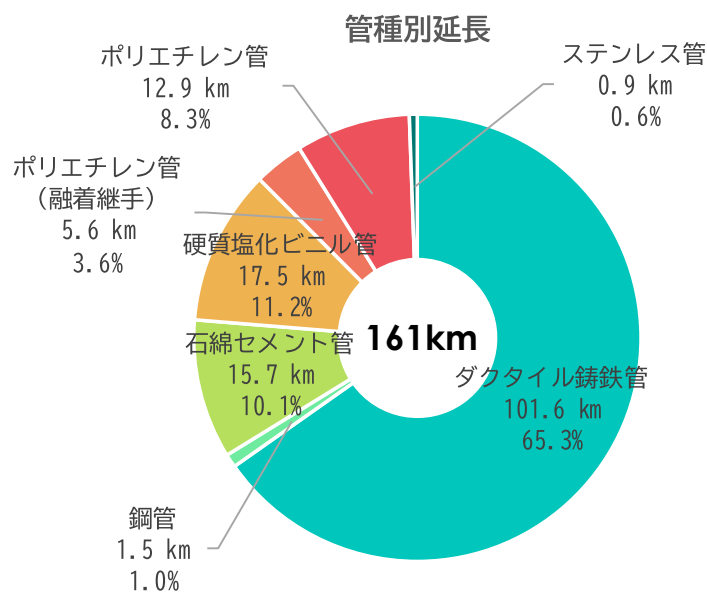
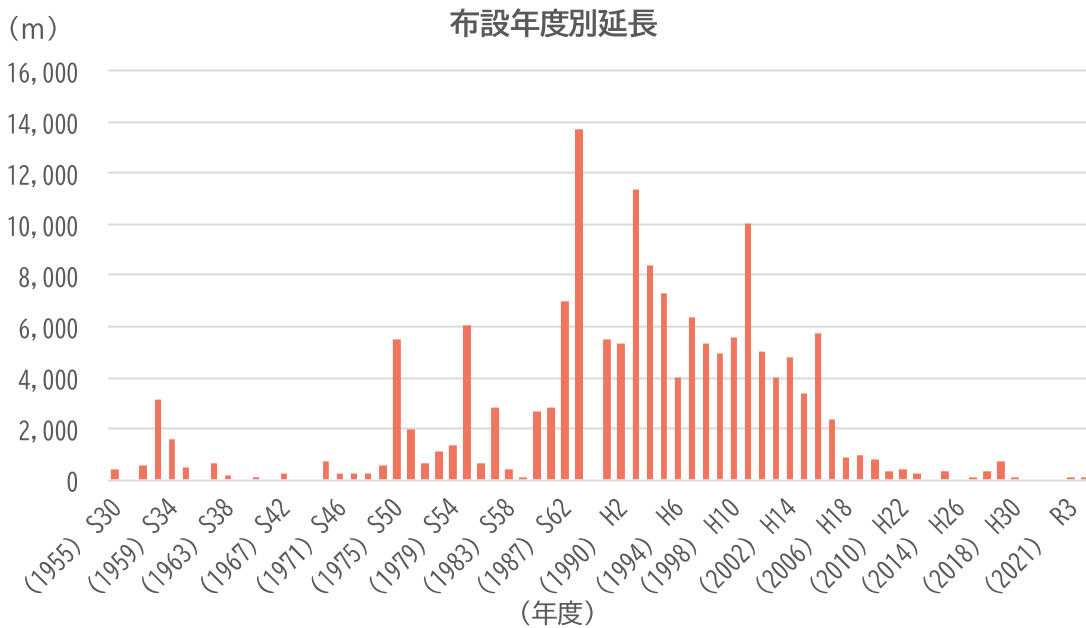


表 3-4.送配水施設一覧

| 地区名 | 施設名 | 材質 | 規模及び構造 | 配水池容量 (m ³) | 竣工年度 | 耐震性有 |
|----------------|-----------------------|------|--|----------------------------|------|------|
| 湯沢地区 | No.1低区配水池 | RC造 | W9.6m×L10.7m×H3.1m×2池 | 607.0 | S43 | |
| | No.2低区配水池 | PC造 | φ17.0m×H4.85m | 1,100.0 | S49 | |
| | No.1高区配水池 | RC造 | W10.5m×L14.0m×H2.8m | 410.0 | S42 | |
| | No.2高区配水池 | RC造 | W10.5m×L14.7m×H2.8m | 435.0 | S42 | |
| | No.3高区配水池 | RC造 | W3.7m×L14.7m×H2.8m | 152.0 | S48 | |
| | No.4高区配水池 | RC造 | W19.5m×L20.0m×H2.8m | 1,092.0 | S62 | |
| | 大刈野ポンプ場 | RC造 | 受水槽：W4.0m×L4.1m×H3.0m V=49m ³ | | H3 | |
| | 大刈野配水池 | PC造 | φ17.0m×H7.0m | 1,500.0 | H3 | |
| 岩原地区 | 岩原湧水ポンプ場 | RC造 | 受水槽：W6.0m×L6.0m×H2.0m V=72m ³ | | S55 | |
| | 岩原スキー場配水池 | RC造 | 5.0m×L10.0m×H3.0m×2池 | 300.0 | S63 | |
| | No.1岩原配水池 | PC造 | φ13.0m×H5.0m | 663.0 | S51 | |
| | No.2岩原配水池 | PC造 | φ18.0m×H6.0m | 1,500.0 | S63 | |
| 戸沢地区 | 戸沢配水池 | RC造 | W5.0m×L5.0m×H4.0m×2池 | 200.0 | S63 | |
| 浅貝地区 | No.1浅貝低区配水池 | RC造 | W6.8m×L6.8m×H3.35m | 155.0 | S40 | |
| | No.2浅貝低区配水池 | RC造 | W6.8m×L9.0m×H3.35m | 205.0 | S55 | |
| | No.3浅貝低区配水池 | PC造 | φ15.0m×5.1m(円筒ドーム型) | 900.0 | S62 | |
| | 浅貝高区配水池 | RC造 | W5.0m×L7.0m×H3.0m | 105.0 | S58 | |
| 二居地区(二居地区) | 二居高区配水池 | RC造 | W6.5m×L3.5m×H3.75m | 85.0 | S51 | |
| | No.2二居低区配水池 | RC造 | W4.0m×L2.5m×H2.0m | 20.0 | S32 | |
| | No.3二居低区配水池 | RC造 | W7.1m×L7.1m×H3.5m | 150.0 | S62 | |
| 二居地区(ふれあいの郷地区) | No.1ふれあいの郷配水池 | RC造 | W5.4m×L5.4m×H3.5m | 100.0 | S62 | |
| | No.2ふれあいの郷配水池 | RC造 | W10.4m×L4.0m×H3.0m | 249.6 | H10 | ✓ |
| 三俣地区 | No.1三俣配水池 | RC造 | W4.4m×L4.4m×H2.6m | 50.3 | S32 | |
| | No.2三俣配水池 | RC造 | W4.4m×L4.4m×H2.7m | 50.3 | S54 | |
| | No.3三俣配水池 | RC造 | W10.0m×L15.0m×H2.7m | 405.0 | S63 | |
| 大島地区 | 大島配水池 | RC造 | W2.7m×L8.0m×H3.0m×2池 | 130.0 | H7 | |
| 八木沢地区 | No.1八木沢配水池 | RC造 | W2.7m×L2.7m×H2.08m | 15.0 | S35 | |
| | No.2八木沢配水池 | RC造 | W4.2m×L4.2m×H2.3m | 35.0 | S55 | |
| 芝原地区 | No.1芝原配水池 | RC造 | W2.0m×L2.0m×H2.35m | 10.0 | S53 | |
| | No.2芝原配水池 | RC造 | W2.7m×L2.7m×H2.08m | 15.0 | S34 | |
| 七谷切地区 | 七谷切配水池 | RC造 | W2.7m×L2.7m×H2.08m | 15.0 | S34 | |
| 中央地区(中里地区) | 中里配水池 | PC造 | φ18.0m×H6.0m | 1,500.0 | H4 | |
| 中央地区(原地区) | No.1原配水池 | RC造 | W3.5m×L3.5m×H2.26m | 28.0 | S32 | |
| | No.2原配水池 | RC造 | W11.0m×L4.0m×H2.3m | 100.0 | S63 | |
| 小坂地区 | 小坂配水池 | RC造 | W5.0m×L7.0m×H3.0m | 105.0 | S56 | |
| | 小坂配水池 | RC造 | W5.0m×L7.0m×H3.0m | 105.0 | H22 | ✓ |
| 東土樽地区 | No.1旭原配水池 | RC造 | W4.4m×L4.4m×H2.6m | 50.0 | S55 | |
| | No.2旭原配水池 | RC造 | W4.2m×L4.2m×H2.6m | 46.0 | H16 | ✓ |
| | 谷後配水池 | RC造 | W6.4m×L13.0m×H2.6m×2池 | 100.0 | H3 | |
| | 滝ノ又減圧槽 | SUS製 | 2.0m×1.0m×H2.0m(有効0.97m) V=1.94m ³ | | H29 | ✓ |
| 西土樽地区(土樽地区) | 土樽高区配水池 | RC造 | W4.1m×L8.1m×H3.5m×2池 | 232.4 | H10 | ✓ |
| | 土樽低区配水池 | RC造 | W4.0m×L4.0m×H2.5m | 40.0 | S54 | |
| 西土樽地区(松川地区) | 松川配水池 | RC造 | W2.0m×L7.2m×H4.0m×2池 | 115.2 | H7 | |
| 堀切地区 | 堀切配水池 | RC造 | W4.0m×L6.0m×H3.0m | 50.0 | S54 | |
| 計 | 44箇所 | | | 13,125.8 | | |
| (内、耐震性有) | 5箇所 | | | 633.0 | | |
| 耐震化率 | 耐震対策の施されている有効容量/全有効容量 | | | 4.8 % | | |

3.4. 管路

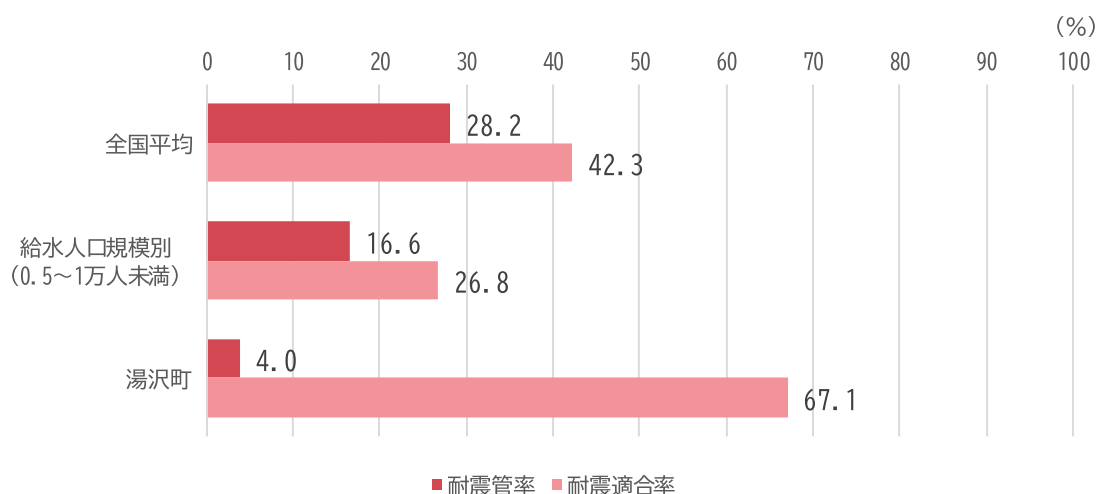
本町における管路総延長は約 161km で、主に昭和 30 年代の創設期に布設された管路と、昭和後期から平成初期の事業拡張・改良によって布設された管路が占めており、約 65%がダクティル鑄鉄管となっています。



耐震管率及び耐震適合率についてはグラフのとおりであり、基幹管路における全国平均値や給水人口規模別平均値と比べると、耐震管率は低く、耐震適合率は高い水準となっています。

現況管路における耐震管は、ポリエチレン管（融着継手）とステンレス管のみとしています。一方、ダクタイル鋳鉄管は、その多くの継手形式が不明であるため、非耐震管として設定していますが、レベル1地震動に対する耐震性能を有していることと、「レベル2地震動において、地盤によっては管路の破損や継手の離脱等の被害が軽微な管」とされていることから、耐震適合管として整理しました。

管路の耐震管率及び耐震適合率



(全国平均/規模別：R4年度水道統計総論)

表 3-5.管種別延長

| 管種 | 延長 | 耐震管 | 耐震適合管 |
|------------------|----------|--------|----------|
| ダクタイル鋳鉄管（継手不明含む） | 101.6 km | | ✓ |
| 鋼管（継手不明含む） | 1.5 km | | |
| 石綿セメント管 | 15.7 km | | |
| 硬質塩化ビニル管 | 17.5 km | | |
| ポリエチレン管（融着継手） | 5.6 km | ✓ | ✓ |
| ポリエチレン管（上記以外） | 12.9 km | | |
| ステンレス管 | 0.9 km | ✓ | ✓ |
| その他（管種不明含む） | 5.3 km | | |
| 計 | 161.0 km | 6.5 km | 108.1 km |

3.5. 水質

水道水に求められる水質は、水道法及び水質基準で定められており、本町においてもこれらに基づいた水質検査を実施し、安全で良質な水道水の供給に努めています。

水質検査は、検査地点・検査項目・検査頻度等を「水質検査計画」に定め、水道法の登録を受けた登録水質検査機関に委託して行います。また、水質検査計画は毎年作成し、計画に基づいて行われた検査結果と合わせて、本町のホームページで公表しています。

表 3-6.水質基準と検査予定回数

| 項目 | 基準値 | (回/年) | | 項目 | 基準値 | (回/年) | |
|---------------------------------------|--------------|-------|-----|----------------------|--------------|-------|-----|
| | | 原水 | 給水栓 | | | 原水 | 給水栓 |
| 1 一般細菌 | 100個/mL以下 | 1 | 12 | 32 亜鉛及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 1 | 1 |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと | 1 | 1 | 33 アルミニウム及びその化合物 | 0.2mg/L以下 | 1 | 1 |
| 3 カドミウム及びその化合物 | 0.003mg/L以下 | 1 | 1 | 34 鉄及びその化合物 | 0.3mg/L以下 | 1 | 1 |
| 4 水銀及びその化合物 | 0.0005mg/L以下 | 1 | 1 | 35 銅及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 1 | 1 |
| 5 セレン及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 1 | 1 | 36 ナトリウム及びその化合物 | 200mg/L以下 | 1 | 1 |
| 6 鉛及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 1 | 1 | 37 マンガン及びその化合物 | 0.05mg/L以下 | 1 | 1 |
| 7 ヒ素及びその化合物 | 0.01mg/L以下 | 1 | 1 | 38 塩化物イオン | 200mg/L以下 | 1 | 12 |
| 8 六価クロム化合物 | 0.02mg/L以下 | 1 | 1 | 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度) | 300mg/L以下 | 1 | 1 |
| 9 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/L以下 | 1 | 1 | 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下 | 1 | 1 |
| 10 シアン化物イオン及び塩化シアン | 0.01mg/L以下 | 1 | 4 | 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下 | 1 | 1 |
| 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下 | 1 | 1 | 42 ジェオスミン | 0.0001mg/L以下 | 1 | 1 |
| 12 フッ素及びその化合物 | 0.8mg/L以下 | 1 | 1 | 43 2-メチルイソボルネオール | 0.0001mg/L以下 | 1 | 1 |
| 13 ホウ素及びその化合物 | 1.0mg/L以下 | 1 | 1 | 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下 | 1 | 1 |
| 14 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下 | 1 | 1 | 45 フェノール類 | 0.005mg/L以下 | 1 | 1 |
| 15 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下 | 1 | 1 | 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 3mg/L以下 | 1 | 12 |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下 | 1 | 4 | 47 pH値 | 5.8以上8.6以下 | 1 | 12 |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下 | 1 | 1 | 48 味 | 異常でないこと | --- | 12 |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 1 | 1 | 49 臭気 | 異常でないこと | 1 | 12 |
| 19 トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下 | 1 | 1 | 50 色度 | 5度以下 | 1 | 12 |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下 | 1 | 1 | 51 濁度 | 2度以下 | 1 | 12 |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.03mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 25 ジブromokロロメタン | 0.1mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 27 総トリハロメタン | 0.1mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.03mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 29 ブロモジクロロメタン | 0.03mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 30 ブロモホルム | 0.09mg/L以下 | --- | 4 | | | | |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下 | --- | 4 | | | | |

※1.残留塩素濃度

- ・遊離残留塩素 0.1mg/L 以上
- (結合残留塩素 0.4mg/L) 以上

※2.水質基準項目について

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)が令和8年4月より追加となる予定です。

4. 経営状況

4.1. 水道料金

本町の料金体系は、「二部料金制」における「口径別逓増型」を採用しており、全国平均や給水人口規模別平均値に比べて低い料金設定となっています。

表 4-1.水道料金（税込）

| メーター口径 | 基本料金 | 従量料金 | | | |
|-----------|-----------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | 1~10m ³ | 11~50m ³ | 51~100m ³ | 101m ³ 以上 |
| 13mm | 1,100 円/月 | 22 円/m ³ | 132 円/m ³ | 143 円/m ³ | 154 円/m ³ |
| 20mm | 1,210 円/月 | | | | |
| 25mm~30mm | 1,540 円/月 | | | | |
| 40mm~50mm | 1,980 円/月 | | | | |
| 75mm | 3,300 円/月 | | | | |
| 100mm | 5,500 円/月 | | | | |

表 4-2.家庭用水道料金の比較

| | 全国平均 | 給水人口規模別 (0.5~1万人未満) | 湯沢町 (R6年度実績値) |
|------------------------------|---------|------------------------|------------------|
| 家庭用 10m ³ 当たり水道料金 | 1,581 円 | 1,684 円 | 1,320 円 |
| 家庭用 20m ³ 当たり水道料金 | 3,335 円 | 3,819 円 | 2,640 円 |

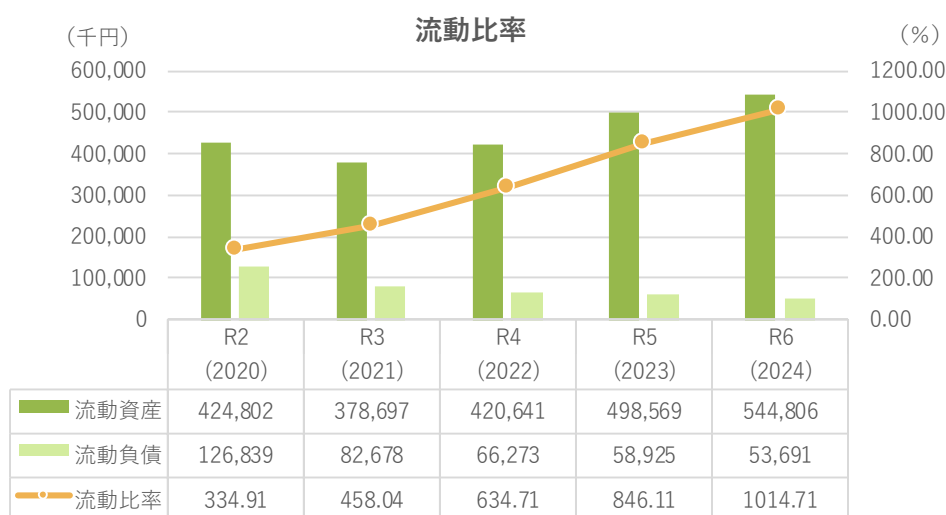
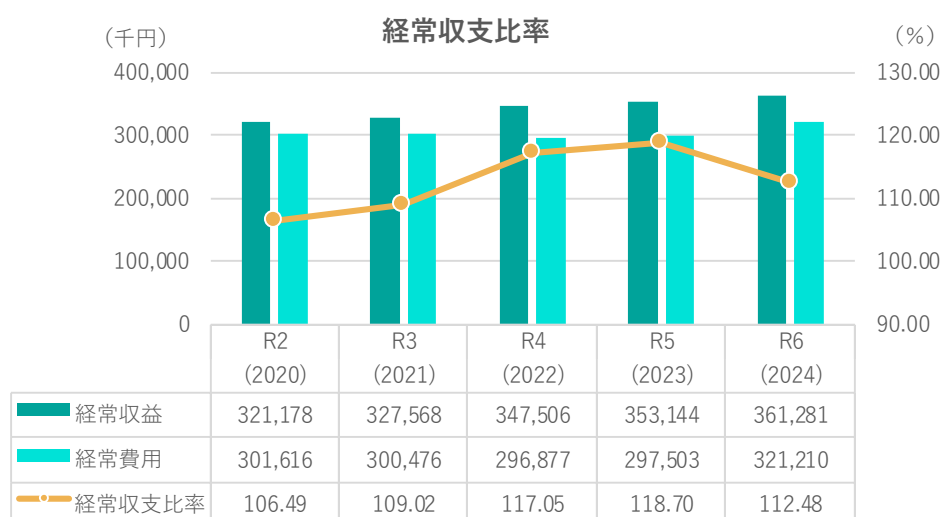
(全国平均/規模別：R4 年度水道統計総論)

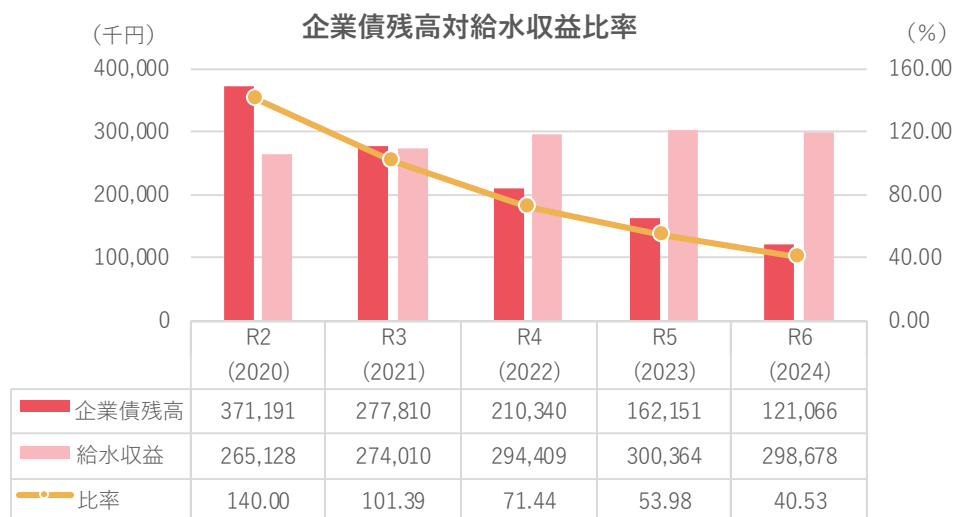
4.2. 財務状況

新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、インバウンド需要が回復しつつある中で、観光客の増加により経常収益が増え、経常収支比率も100%以上を維持できており、累積欠損金についても過去5年間を通じて発生していないことから、健全な経営を維持できているといえます。

また、流動比率や企業債残高対給水収益比率をみても、近年は大きな投資や投資に対する借入金等も少なく、企業債も減少していることから、資金繰りも安定していることが分かります。

ただし、人口減少による給水収益減少への懸念や、老朽化に伴う更新需要の増大、地震災害等への対策など、今後は経営環境が厳しくなることが想定されます。





供給単価は給水収益（水道料金）に、給水原価は経常費用に比例して、全国平均値や給水人口規模別平均値に比べて低くなっていますが、料金回収率は100%を超えているため、現状は適正な料金水準であるといえます。

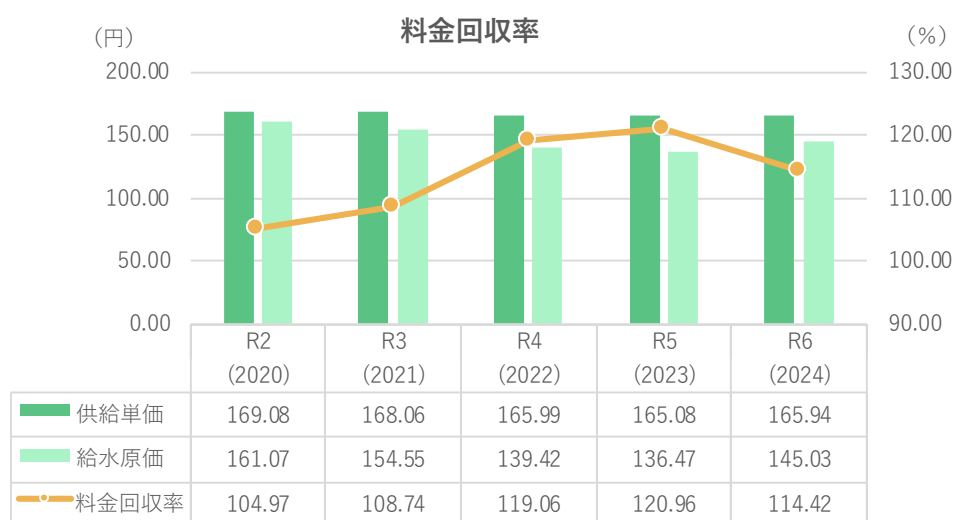


表 4-3.料金回収率の比較

| | 全国平均 | 給水人口規模別 (0.5~1万人未満) | 湯沢町 (R6年度実績値) |
|-------|----------|------------------------|------------------|
| 供給単価 | 170.48 円 | 186.80 円 | 165.94 |
| 給水原価 | 174.80 円 | 226.73 円 | 145.03 |
| 料金回収率 | 97.5% | 82.4% | 114.42% |

(全国平均／規模別：R4年度水道統計総論)

5. 組織体制

本町における水道事業の担当部課は、地域整備部上下水道課となっており、令和6年度（2024年度）現在、上下水道課の職員は8名で、そのうち5名が水道事業に従事しています。現在給水人口1,000人当たりの職員数でみると、同規模水道事業の全国平均値と同等であることが分かりますが、管理を行う施設の環境や規模、施設数などによっても業務量は異なるため、単純比較できない面もあります。

また、長期間従事する職員もいなくなる中で、業務や技術の継承も深刻な課題となっています。

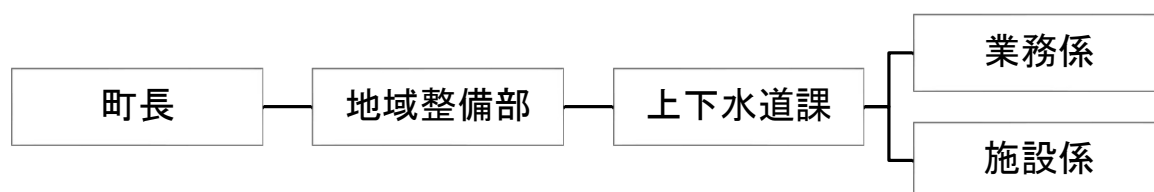


図 5-1.組織体制図

表 5-1..現在給水人口 1,000 人当たりの職員数の比較

| | 全国平均 | 給水人口規模別 (0.5~1万人未満) | 湯沢町 (R6年度実績値) |
|------------------|---------|------------------------|------------------|
| 給水人口 | 92,770人 | 7,292人 | 7,165人 |
| 職員数 | 33人 | 5人 | 5人 |
| 〃 (1,000人当たり) | 0.35人 | 0.69人 | 0.70人 |

(全国平均/規模別：R4年度水道統計総論)

6. その他の主な取組

○広域化の推進

平成21年3月に策定した「湯沢町地域水道ビジョン」で掲げた新たな概念の広域化の推進として、平成28年度（2016年度）に専用水道を除く13の水道事業を湯沢町上水道事業として統合し、経営の一体化を実施しました。

経営主体が一つになることで、施設整備水準の平準化や管理体制の強化、サービス面での利便性の拡大など、経営基盤の強化が見込めます。

○官民連携の推進

官民連携は、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上、水道事業等の運営に必要な人材の確保、ひいては官民における技術水準の向上に資するものであり、基盤強化を図る上での有効な選択肢の一つとなっています。

本町においては、業務の効率性や採算性の観点から、定型的な業務（メーター検針業務）、民間事業者の専門的知識や技能を必要とする業務（設計業務、水質検査業務）のほか、施設の維持管理業務の一部を外部委託（個別委託）しています。

○水管橋の点検

水道施設を良好な状態に保つためには、点検・維持及び修繕が必要不可欠であり、水道法においてもその実施が定められています。厚生労働省では、令和3年に発生した水管橋崩落事故を契機に、水管橋等の事故の再発防止を図ることとし、水道施設の維持及び修繕の基準となる水道法施行規則を改正、水管橋等に対しても適用することとしました。加えて、これら実施の参考となるよう、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を作成・公表しています。

本町においても、令和6年度（2024年度）から改正省令に基づいた水管橋の点検を開始しており、水管橋等の維持及び修繕の充実に努めていきます。



○水道施設台帳の整備

水道施設の基礎情報を整備しておくことは、水道施設の維持管理上必要不可欠であり、災害時や広域連携・官民連携の検討を行う上でも重要となります。それら基礎的事項を記載した水道施設台帳の作成・保管について、水道法によって義務付けられたことを受けて、本町においても、令和3年度（2021年度）及び令和4年度（2022年度）に整備し、作成が完了しています。

○アセットマネジメントの実施

水道施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な水道を実現していくためには、長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に管理運営することが必要不可欠であり、これらを実践する活動の一つがアセットマネジメント（資産管理）と言われています。

本町では、厚生労働省が公表した「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き_平成21年7月」に基づき、令和6年度（2024年度）にマクロマネジメントにおける標準精度（タイプC）相当を実施し、令和6年（2024年度）～令和46年（2064年度）までの約40年間の長期的な更新需要・財政収支の見通しを検討しています。

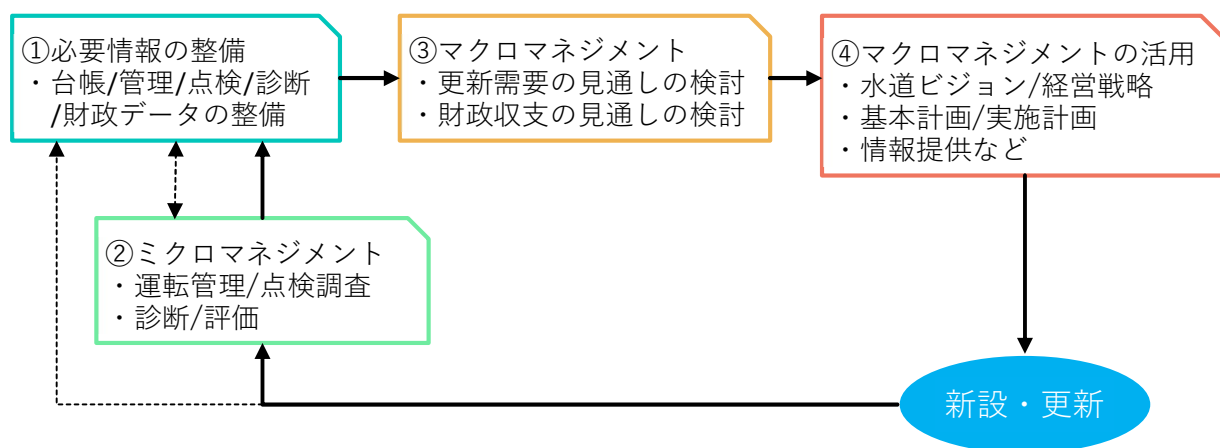


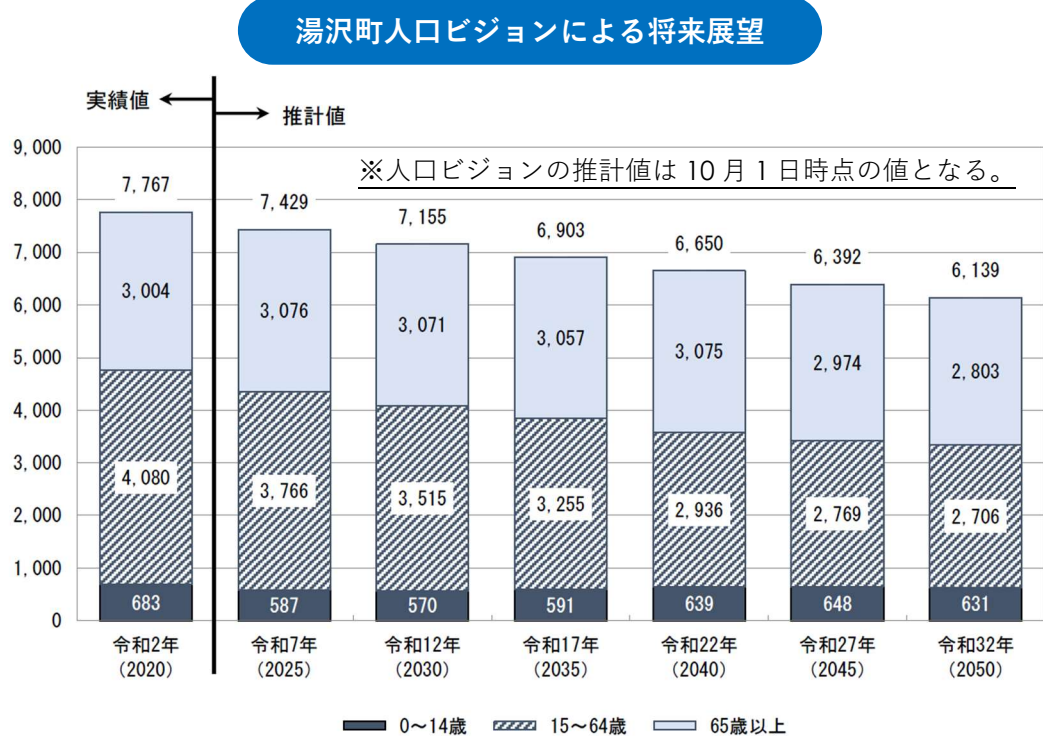
図 6-1.水道事業におけるアセットマネジメントの構成要素と実践サイクル

第3章 将来の事業環境

1. 水需要の見通し

1.1. 行政区域内人口

令和7年3月に策定された湯沢町人口ビジョン【2025-2050】では、少子高齢化や都市部への人口流出等の影響により、本町の人口も減少傾向が続くと予測しています。

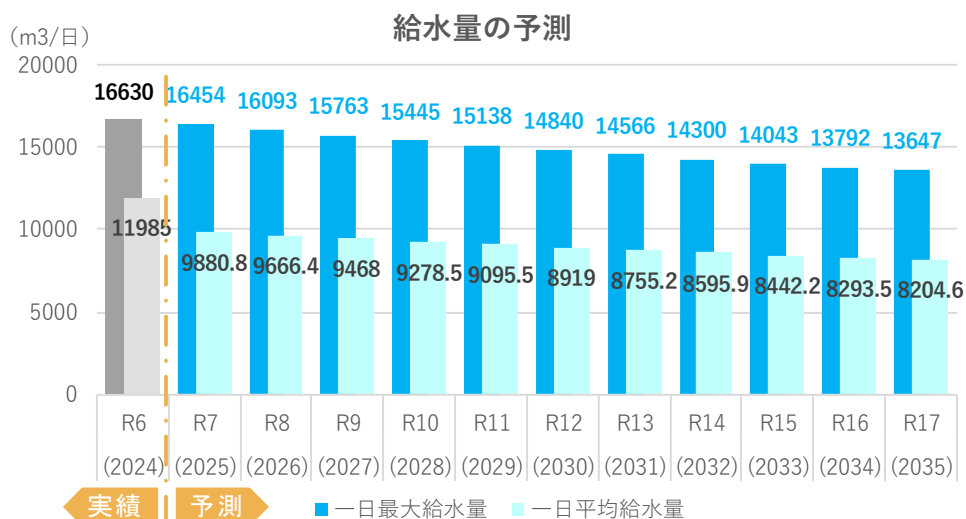
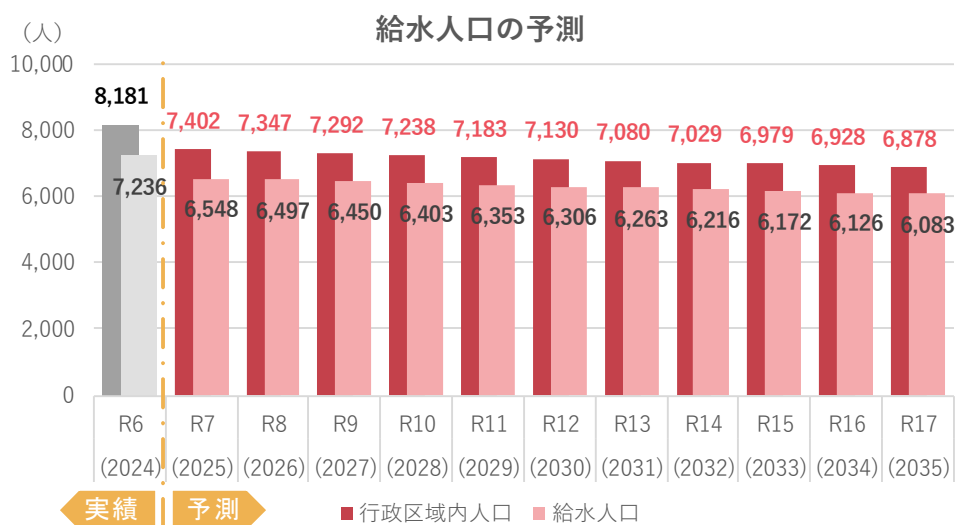


湯沢町人口ビジョンでは、合計特殊出生率を令和8年（2026年）から令和12年（2030年）までの平均で町民希望出生率である1.60とし、さらに令和16年（2036年）から令和22年（2040年）の平均で人口置換水準2.07を実現すると仮定している。また、社会増減数は人口移動が将来的に一定率に収束する社人研推計の純移動率をベースに、移住・定住対策の強化（20-39歳世帯の年5~6組の移住）によって、20~30歳代の社会増を図るといった仮定のもとに算出している。

1.2. 給水人口及び給水量

給水人口の予測は、行政区域内の人口に比例することとし、直近である令和6年度の普及率を基に推計すると、計画期間の最終年度である令和17年度（2035年度）には約6,100人まで減少する見込みとなりました。

給水量についても、給水人口の減少に伴い、令和17年度（2035年度）には一日平均給水量で約8,200m³/日、一日最大給水量で約13,600m³/日まで減少する見込みとなりました。

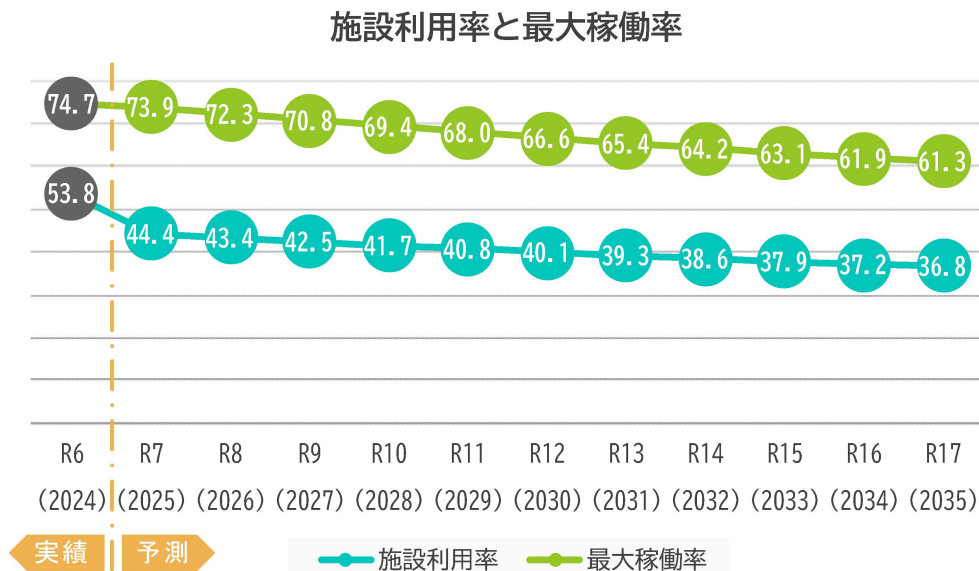


2. 施設の見通し

2.1. 施設の効率性

現在の施設利用率は53.8%、最大稼働率は74.7%となっており、水需要の減少に伴い低下していくことが予測され、令和17年度（2035年度）には施設利用率で36.8%、最大稼働率で61.3%となる見込みです。

今後実施する更新事業等においては、これらを踏まえた施設の再構築（適正規模へのダウンサイジング、施設の統廃合、その他多様な給水方法の検討など）を検討していく必要があります。



2.2. 水源汚染と利水リスク

水道水源の汚染は、生活排水や産業排水、農業排水のほか、自然災害及び気候変動によるものが主な原因であり、伏流水や湧水は帯水層が浅いため、より地上からの影響を受けやすいとされています。

本町においても、これらの汚染リスクを想定し、高濁度対策や「クリプトスポリジウム等対策指針」に則った施設管理を徹底するとともに、水質監視及び水源保全の強化が重要となります。

また、こういった汚染により、水不足や水道施設への物理的な被害、急激な濁度上昇等が発生し、取水停止や断水等の影響が生じるケースも出ていることから、地下水等の安定水源の確保や、他の系統から相互運用が可能となるような施設整備など、事故や渇水時の利水リスクの軽減対策についても検討していく必要があります。



2.3. 施設の老朽度

現有資産の将来見通しを、構造物及び設備と管路に分けて、法定耐用年数を超過したか、又はどの程度超過しているかで評価しました。

法定耐用年数と評価の方法は、「地方公営企業法」及び「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」を参考に設定しています。

表 2-1.法定耐用年数

| 区 分 | 法定耐用年数 | 摘 要 |
|-----|--------|-----------|
| 建築 | 50 | 操作室、上屋等 |
| 土木 | 60 | 井戸、配水池等 |
| 電気 | 20 | 配線、盤類等 |
| 機械 | 15 | ポンプ、滅菌設備等 |
| 計装 | 10 | 流量計、監視装置等 |
| その他 | 40 | 不明資産等 |
| 管路 | 40 | 水管橋含む |

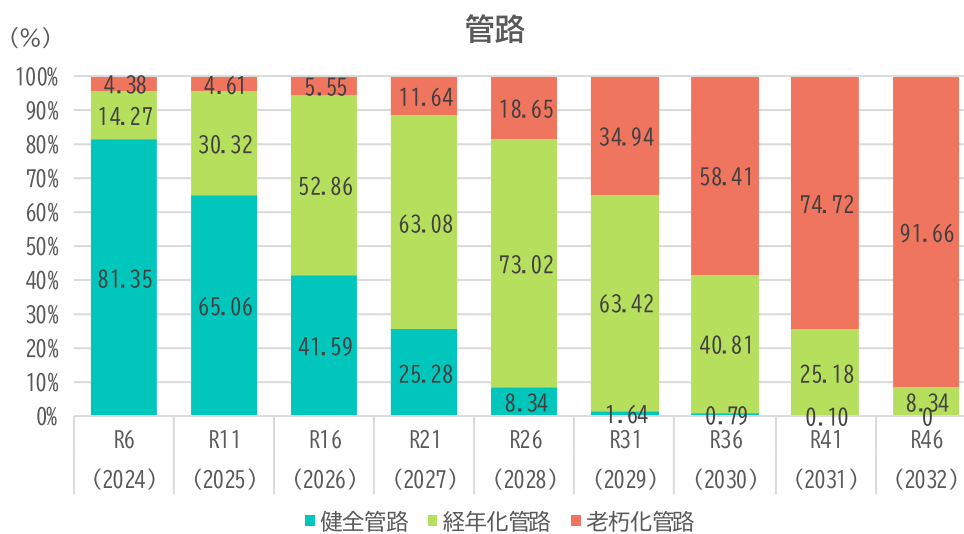
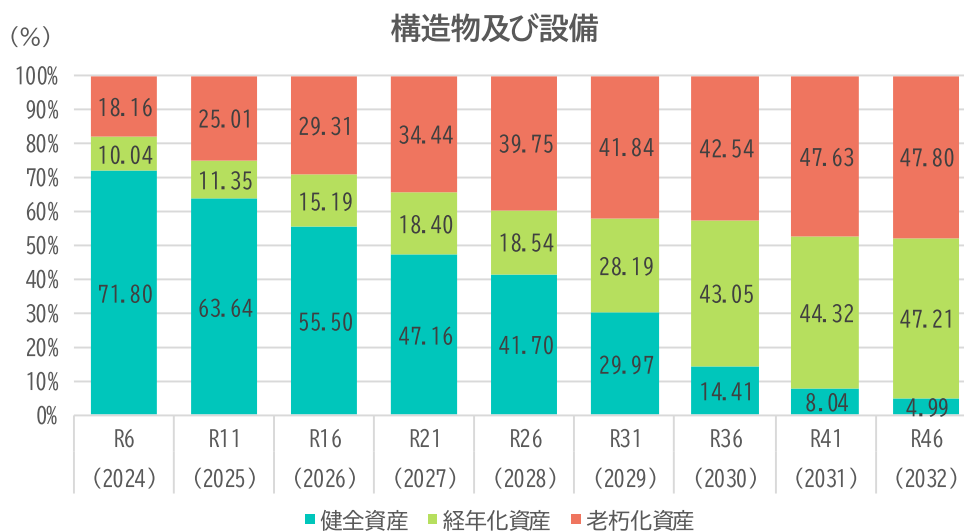
表 2-2.評価の区分

| 名 称 | 摘 要 |
|---------------|--|
| 健全 資産又は管路 | 法定耐用年数以内の資産又は管路 |
| 経年化 資産又は管路 | 法定耐用年数の 1.0～1.5 倍の資産又は管路 (更新時期にきているが、劣化状況や重要度に応じて継続使用できる資産又は管路) |
| 老朽化 資産又は管路 | 経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産又は管路 (速やかに更新すべき資産又は管路) |

構造物及び設備については、令和6年度（2024年度）現在で法定耐用年数を超過している資産が約30%程度ですが、計画期間の最終年度である令和17年度（2035年度）で約45%、40年後には95%まで上昇します。

管路は、令和6年度（2024年度）現在で約20%の超過率となっていますが、昭和後期から平成初期に布設された管路が多いため、今後10年間で約45%まで上昇し、40年後には100%に達する見通しとなりました。

今後、更新ピークを迎える中で、計画期間内においても更新需要が高まることが想定されるため、計画的な更新と財源確保が必要不可欠となります。

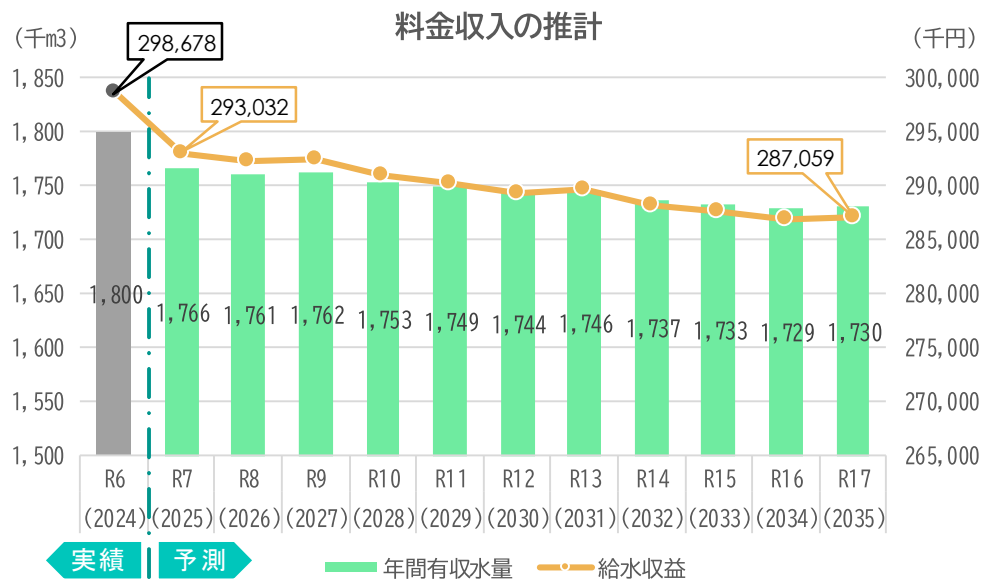


3. 経営環境の見通し

3.1. 料金収入

令和6年度（2024年度）の料金収入は約300,000千円となっていますが、人口減少に伴い有収水量も低下していくことが予測されるため、令和17年度（2035年度）には287,000千円となり、約4%の減収となる見込みです。

現在、経常収益の約83%は料金収入で賄っているため、水道事業運営には欠かせない財源となっています。今後の更新需要の増加を考えると、安定した水道サービスを継続していくためには、料金改定を含めた新たな財源確保の検討を進める必要があります。



3.2. 組織の見通し

現在、水道事業に携わる職員の高齢化や減少、業務の多様化が進み、特に中小規模の事業体では増員を含む人材確保の取組を積極的に進める余裕がない状況にあります。

今後の水需要は減少傾向であるが、施設更新のピークが到来することや、維持及び修繕などの業務が増えることが想定されるため、現在の体制維持に努めるとともに、技術継承や人材育成についても取り組んでいく必要があります。

第4章 基本方針

1. 基本理念と理想像

湯沢町の水は、豊かな雪解け水と自然の恵みを源としています。この水を守り、次世代へと確実に引き継ぐ持続可能な水道事業を推進することを基本に、本事業の理念と理想像を以下のとおり設定します。

基本理念

豊かな自然とともに！安全でおいしい湯沢の水道いつまでも

～ 雪国の恵み、清浄な水からつくる安心・安全な水道を未来まで ～

理想像

持続

将来にわたって持続可能な経営を実現するため、適切な料金設定や計画的な施設更新を通じた水道経営の健全化を進めます。人口減少や施設老朽化といった課題に的確に対応し、資源の有効活用と効率化を図りながら、**“安定した水道サービスの提供”**を可能とする基盤強化に取り組み、利用者の皆様にとっていつまでも寄り添い続ける水道を実現します。

安全

水道利用者の健康を守るため、取水から給水までの各工程において高度な水質管理を徹底し、**“安全で安心できる水道水の供給”**を確保します。常に安定供給を維持できる給水体制を整えるとともに、施設の衛生管理やモニタリングの強化を図り、誰もがおいしいと感じる水道水の提供を実現します。

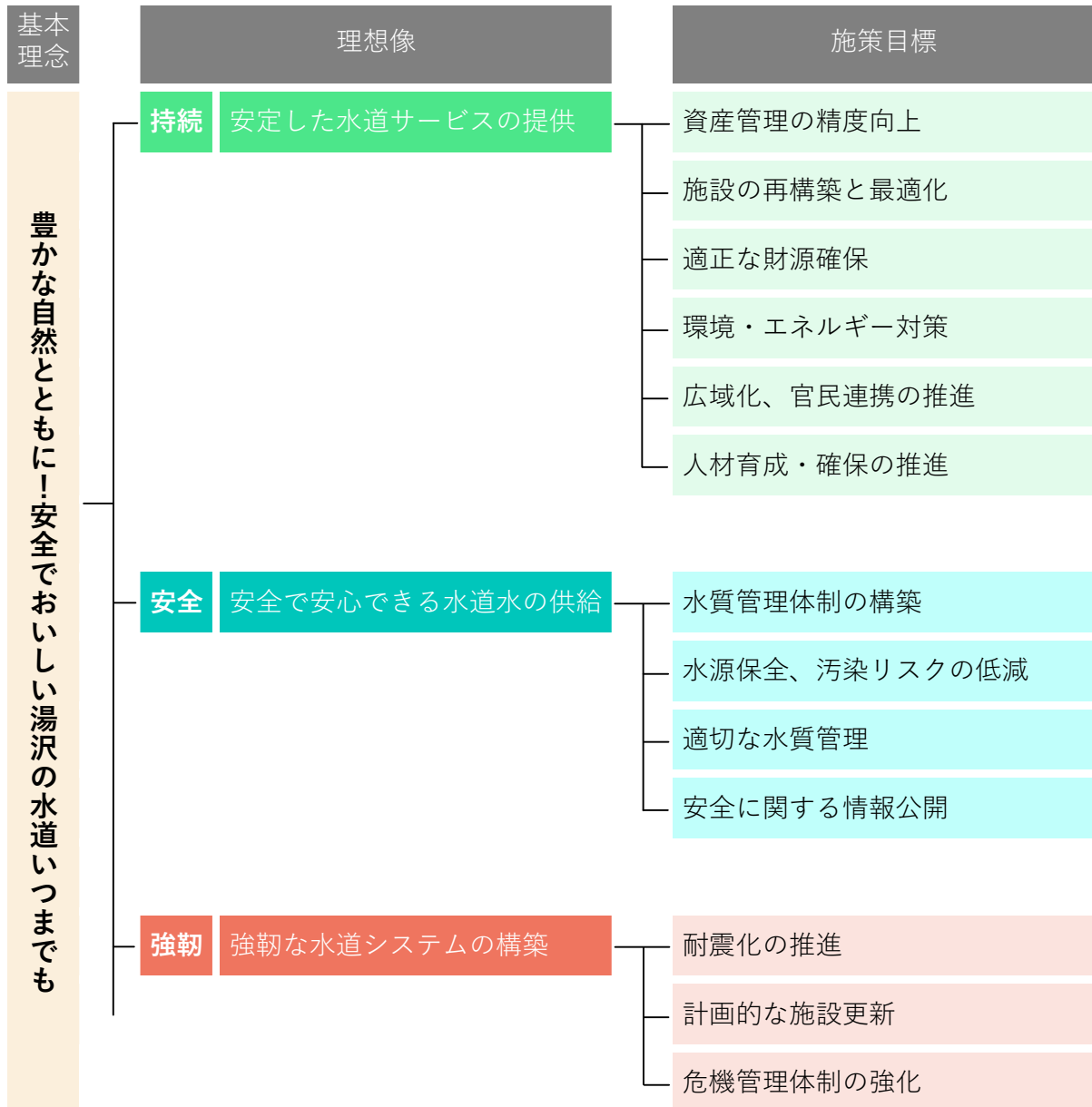
また、水道水の品質や供給状況に関する情報を公開し、水道利用者の信頼をさらに高めます。

強靱

地震や豪雪、風水害など多様な自然災害に備え、施設の耐震化やバックアップ機能の強化を進めることで、**“強靱な水道システムの構築”**を図ります。災害時には迅速な復旧を可能とする体制と、代替水源や非常用設備の整備を進め、あらゆる状況下において必要な水を確実に確保し、地域の暮らしと観光産業を支えるたくましい水道を実現します。

2. 目標設定

本水道事業において設定した理想像を具現化するため、「持続」「安全」「強靱」の観点から、本町の実情を踏まえた施策に関する目標を以下のとおり設定しました。



第5章 実現方策

1. 持続〈安定した水道サービスの提供〉

1.1. 資産管理の精度向上

将来にわたって安定的に水道事業を継続していくためには、計画的な資産管理（アセットマネジメント）により、長期的な収支の見通しを把握する必要があります。

●マクロマネジメントのレベルアップ

標準精度（タイプ3C）を实践済みですが、その結果を基に再構築やダウンサイジングなど水道施設の規模の適正化、更新費用の平準化等を分析に含め、今後は詳細精度（タイプ4D）の実施に取り組みます。

●ミクロマネジメントの充実

作成した水道施設台帳の適宜更新を行うとともに、水道施設の適切な点検を実施し、継続的な改善を図っていくことにより、アセットマネジメント全体の水準向上に努めていきます。

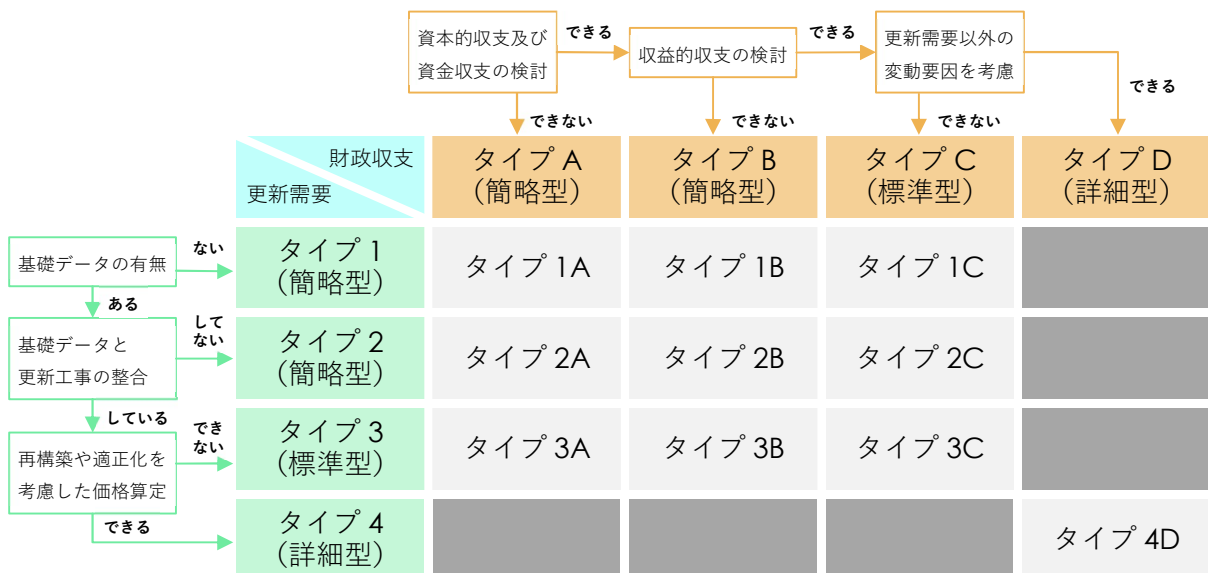


図 1-1.マクロマネジメントの検討手法

1.2. 施設の再構築と最適化

今後増加する更新需要とその財源確保の観点から、更新時の更新費用とその後の維持管理費を削減するために、水道施設の規模及び配置の適正化が必要不可欠となっています。

●効率的な水道システムの検討

より効率的な水道システムを構築するために、施設の廃止・集約など、広域化を含めた統廃合の可能性を検討します。

一方、近年の人口減少に伴い、特に人口規模の小さい中山間地域の水道は、施設統合による管路の延伸や老朽化した施設の更新にかかる費用が膨大となり、従来の施設整備を持続することが困難となる場合もあることから、水質確保や災害時のリスクを含め、地域の実情に応じて分散型システムについても検討していきます。

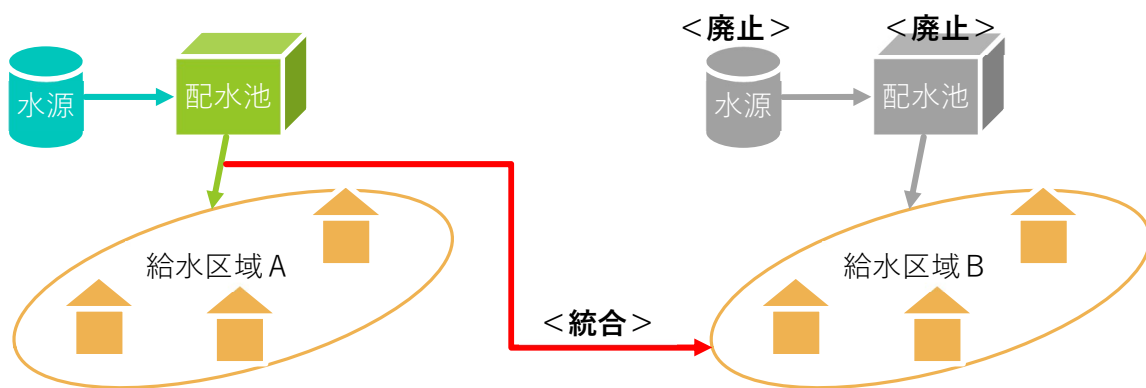


図 1-2.統廃合のイメージ

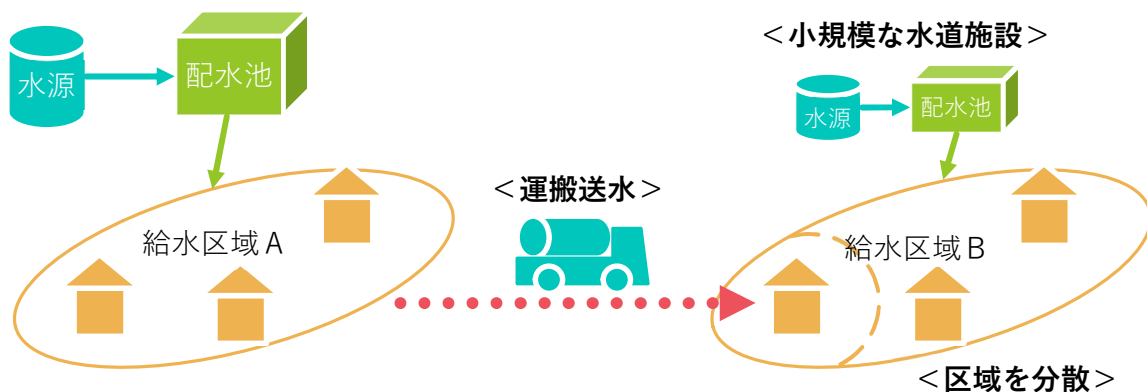


図 1-3.分散型システムのイメージ

●施設のダウンサイジングの検討

管路を含めた施設更新時には、水需要予測の結果を踏まえた施設規模（配水池容量や管口径等）のダウンサイジングについて検討します。

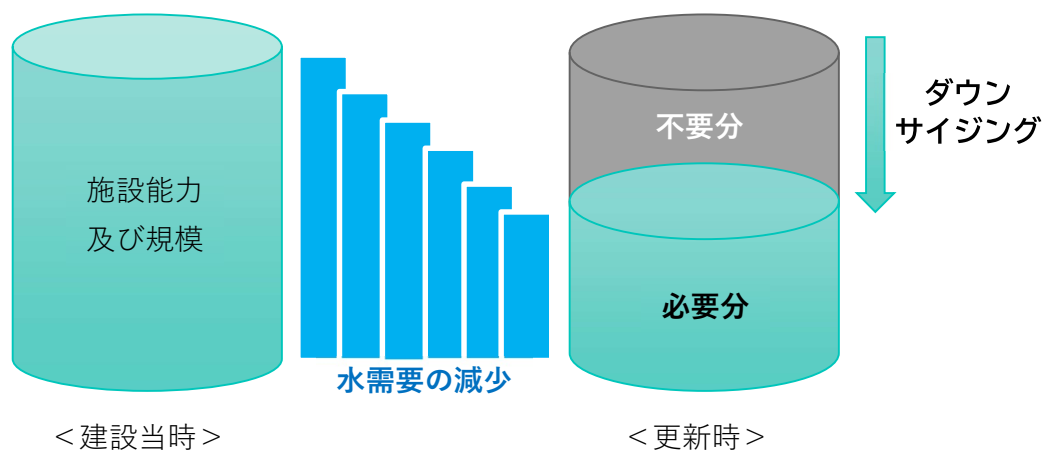


図 1-4.ダウンサイジングのイメージ

●施設利用率の向上促進

本町には、自己水源により自給しているリゾートマンション等が多く存在しており、その殆どが1980年代から1990年代に建設され、給排水設備の老朽化が進行していることから、本水道事業の給水区域内に在る施設を対象に加入促進を図り、水需要の減少抑制と施設利用率の向上に取り組めます。

1.3. 適正な財源確保

水道事業は、企業会計原則に基づき、独立採算方式で行われており、安定した事業運営を継続するには、適正な水道料金による収入が必要不可欠となっています。

その一方で、人口減少に伴う料金収入の減少や更新需要の増大が課題となっており、老朽化した施設の更新などに必要となる財源を十分確保することができなかった場合、施設更新や耐震化の遅れにより、漏水等のリスクを抱える可能性が高くなると言われています。

●料金改定の検討

本町においては、現状健全な経営を維持しているといえますが、今後の更新ピークに対応すべく、水需要予測を踏まえた収支の試算を行うとともに、適正な料金水準及び料金体系の見直し等、経営基盤の強化に向けた検討を行います。

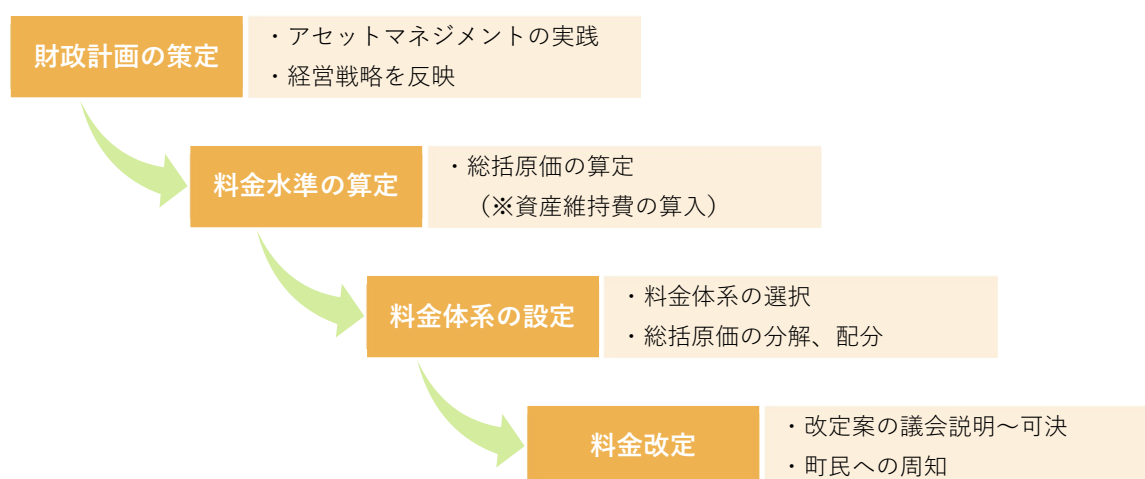


図 1-5.料金改定のプロセス

●補助金等の活用

国では、水道施設の整備・耐震化・広域化などを支援するために様々な補助金制度を設けています。

本町においても、今後も持続可能な水道サービスを確保するために、活用できる支援制度については積極的な検討を行います。

1.4. 環境・エネルギー対策

水道事業は、全国の電力の約1%を消費するエネルギー消費（CO₂排出）産業の側面も有しており、より一層のエネルギー消費削減を求められています。「新水道ビジョン」や令和3年10月22日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においても、省エネルギー化の推進及び再生可能エネルギーの導入促進を求められているところです。

●省エネ、再エネの導入検討

本町における主な消費エネルギーは、井戸水源（地下水）及び送水ポンプ場に有するポンプ設備による水の輸送に係る電力使用であり、その他導水施設及び配水施設においては自然流下方式で運用しています。

今後、更なる脱炭素化へ向けて、設備更新に合わせたインバータ設備及び高効率設備の導入や、位置エネルギーを活用できる施設配置の検討に努めるとともに、小水力発電設備や太陽光発電設備など、再生可能エネルギー設備の導入についても検討します。

●廃棄物抑制及びリサイクルの促進

また、環境対策の一環として、産業廃棄物等の発生抑制や有効利用（リサイクル）に取組み、環境負荷及び処分費等のコスト低減を推進します。

表 1-1.廃棄物抑制・リサイクル対策の例

| | | |
|------|--|--|
| 有効利用 | 建設発生土、 建設汚泥等 | <ul style="list-style-type: none"> ・盛土及び埋戻し材としての工事間利用 ・土質改良土による現場内利用 ・園芸土等への再利用 |
| | アスファルト塊、 コンクリート塊 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート用の骨材や路盤材としての再利用 |
| 発生抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・余剰材低減を考慮した設計及び施工を計画 ・過剰発注の防止（プレカットの促進） ・廃棄物抑制を踏まえた工法の採用 | |

1.5. 広域化・官民連携の推進

人口減少が進む中で、安定した水道サービスを提供し続けるためには、地域の実情に応じた事業の広域化を行うとともに、多様な官民連携の活用を検討することが求められています。

●広域連携の検討

新潟県では、市町村の区域を超えた広域的な連携を推進するために、令和5年1月に「新潟県水道広域化推進プラン」を策定しており、本水道事業においても、同プランを参考に、経営基盤強化につながる、効率的・効果的な広域連携について検討していきます。

表 1-2.主な広域連携形態

| 形態 | | 内容 |
|------------------------|------------|---|
| 事業統合 | | ・ 経営主体も事業も一つに統合された形態 (水道法の事業認可、組織、料金体系、管理が一体化されている) |
| 経営の一体化 | | ・ 経営主体は同一だが、水道法の認可上、事業は別形態 (組織、管理が一体化されている。事業認可及び料金体系は異なる) |
| 業務 の 共 同 化 | 管理の 一体化 | ・ 維持管理の共同実施・共同委託（水質検査や施設管理等） ・ 総務系事務の共同実施、共同委託 |
| | 施設の 共同化 | ・ 水道施設の共同設置・共用 (取水場、浄水場、水質試験センターなど) ・ 緊急時連絡管の接続 |
| その他 | | ・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等多 |

●官民連携の検討

官民連携については、水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つとしたうえで、水道事業ごとの特色に見合う、適切な形態で実施することが重要とされていることから、本水道事業においても、必要に応じて様々な連携形態を検討していきます。

水道事業における官民連携の手法としては、本町が行っている個別委託のほか、維持管理業務における第三者委託や、設計・建設・維持管理などを包括的に委託する DBO 方式、民間事業者の資金とノウハウを活用した PFI 方式、運営までを委ねる公共施設等運営権方式（コンセッション方式）などがあります。

表 1-3.水道事業における官民連携手法と業務範囲

| 連携形態 業務内容 | 個別委託/ 第三者委託 | DB 方式/ DBO 方式 | PFI 方式 (従来型) | ウォーターPPP | |
|--------------|----------------|------------------|-----------------|---------------------|---------------|
| | | | | 管理・更新一体 マネジメント方式 | コンセッ ション方式 |
| 経営・計画 | | | | | ○ |
| 更新 | | | | ○ | ○ |
| 管理 | | | ○ | ○ | ○ |
| 設計・建設 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 維持管理 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 営業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1.「営業」：検針業務、窓口業務、料金徴収業務 等

※2.「管理」：資金調達（施設整備に伴うもの）、財務関連業務、人事管理業務 等

1.6. 人材育成・確保の推進

水道事業は、調査、計画、設計、工事管理、維持管理に至るまで、専門性が高い分野であり、十分な現場経験と高度な技術・ノウハウが求められます。

本町においても、持続可能な水道を将来にわたって維持するため、その知識と技術を有する人材の確保及び育成が重要となります。

●人材育成の取り組み

OJT（On-the-Job Training）によるスキルアップや連携強化を図るとともに、国や県、関係協会、公益法人等が企画する研修会等への積極参加を促進します。

また、DX 導入や新技術の活用検討を行い、業務の高度化及び効率化を目指します。

●人材確保の検討

OB/OG 人材やベテラン職員を積極的に活用（再雇用）するとともに、水道事業の啓発を目的としたイベントやワークショップ、水道施設の見学会など、特に若者の理解と興味を持ってもらう活動を推進します。

また、SNS や動画など、広報活動における情報発信の手法の多様化についても検討していきます。



2. 安全＜安全で安心できる水道水の供給＞

2.1. 水質管理体制の構築

日本の水道水は、水質基準を満足するよう、原水水質に応じた水道システムを整備・管理することにより、安全性が確保されています。しかしながら、工場排水や農薬、クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物の水源流入や、水道施設内での消毒副生成物の生成、油類流出等による汚染事故、水源の富栄養化による異臭味発生など、さまざまな水道水へのリスクが存在しています。

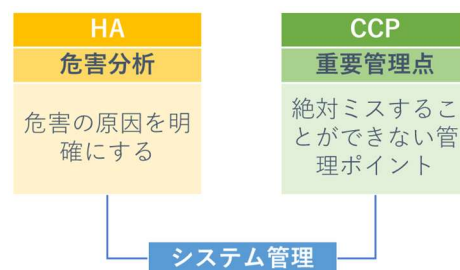
国では、水道水の安全性をより一層高め、安心しておいしく飲める水道水を安定的に供給していくために、水源から給水栓に至る統合的な水質管理が重要であると、平成20年5月に「水安全計画策定ガイドライン」を公表し、その作成を推奨しています。

●水安全計画の策定

本町においても、安全な水道水を継続して供給できるように、各施設に存在するリスクを分析し、それらを継続的に管理・監視できるシステムづくりに取り組みます。

水安全計画とは、WHO（世界保健機関）が2004年のWHO飲料水水質ガイドライン第3版において、食品製造分野で確立されているHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の考え方を導入し、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築するための計画です。

HACCPとは、原料入荷から製品出荷までのあらゆる工程において、危害分析「何が危害の原因となるのか」(HA：Hazard Analysis、ハサップ、ハセップ)を明確にするとともに、危害の原因を排除するための重要管理点(CCP：Critical Control Point)を重点的かつ継続的に監視することによって衛生管理を行うものです。



2.2. 水源保全、汚染リスクの低減

本町の水道水は、良質で豊富な水から作られており、谷川岳や苗場山に抱かれた豊かな自然環境の恵みによるものであると言えます。これらの水を恒久的に使用していくには、水道水源の保全が必要不可欠となります。

●水源林の保護活動

この清らかな水資源を次世代までつなぐために、地域住民や関係団体との協働による水源林の保護や管理を推進します。

また、水道水源の保護や地下水保全等の条例や土地利用の制約、水源林の整備等のための基金の設立など、今後の保護活動に必要な取り組みについても検討していきます。

●水源のモニタリング強化

水源水質の監視を強化し、水質異常や水源汚染の早期発見に取り組むとともに、生活排水や農産物排水の管理、不法投棄などの監視を行います。

2.3. 適切な水質管理

水道事業者は、水道法及び環境省令により、定期及び臨時の水質検査を行うことが義務づけられています。

水質検査を行うためには、必要な検査施設を設けるか、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行うことができます。

●水質検査の信頼性確保

本町では、登録水質検査機関に委託して検査を行っていますが、水道事業者として、その結果については責任を持たなければなりません。

今後も水道水質の安全性と信頼性を確保するために、登録水質検査機関の精度管理の状況を把握するとともに、検査の実施に必要な積算を行ったうえで、適正価格による委託に努めます。

2.4. 安全に関する情報公開

水質検査については、その結果及びその他水道事業に関する情報を提供することが、水道法及び水道法施行規則に定められています。

●分かりやすい情報提供

本町では、毎年の水質検査計画及び水質検査結果をホームページに公表していますが、より需要者ニーズに近いサービスを提供するために、分かりやすい公表方法を検討するとともに、更なる信頼性の向上に努めていきます。

The screenshot shows the homepage of the town's official website. At the top, there is a navigation bar with the town's name '観光立町宣言 湯沢町' and a slogan '君と一緒に暮らす町'. There are also options for text size (標準, 拡大) and background color (黒, 青, 標準). A search bar and a language selection dropdown are also present. Below the navigation bar, there are several menu items: 'くらし・手続き', '子育て応援', '健康・医療・福祉', '教育・文化・スポーツ', '観光・産業・ビジネス', and '町について知りたい'. The main content area is titled '水質検査' (Water Quality Inspection) and includes a '最新記事' (Latest Post) section with the text '水質検査計画に基づき、水質検査を行っています。' and a date '更新日：2021年03月26日'. There is also a '関連リンク' (Related Links) section with four PDF links for water quality inspection plans and results from 2019 to 2021. On the right side, there is a sidebar titled '上水道' (Tap Water) with four links: '水道水中に含まれる放射性物質の測定検査結果について', '貯水槽水道(受水槽・高置水槽)について', '湯沢町指定給水装置工事事業者一覧表', and '湯沢町指定給水装置工事業者申請について'. At the bottom of the sidebar, there is a note: '漏水・凍結にご注意ください (湯沢町ホームページより)'.

3. 強靱〈強靱な水道システムの構築〉

3.1. 耐震化の推進

本町においては、平成16年10月の中越地震や平成24年冬季の雪害等による被害を受けてきたことを踏まえて、今後の大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために、令和4年3月に「湯沢町国土強靱化地域計画」を策定しています。上水道についても、長期間にわたる供給停止をリスクシナリオとし、被害の最小化と早期復旧を目標に掲げ、水道施設の更新計画を含めた耐震化と、応急給水体制の整備に取り組むこととしています。

国では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震を受けて、全国の水道事業者や下水道管理者等を対象に、施設の耐震化状況の緊急点検を実施し、急所施設（重要度の高い浄水場や下水処理場など）と重要施設（避難所など）に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するための「上下水道耐震化計画」の策定を要請しており、本町の上水道においては、令和7年度から令和11年度の5年間で急所施設の耐震診断を実施し耐震化方針を決定することとしており、重要施設に接続する管路については、特に耐震性の低い石綿セメント管の布設替えを実施することとしています。

●施設の耐震化

平成17年度（2005年度）に実施した耐震診断を見直し、その結果を踏まえた耐震化計画を策定します。計画策定に当たっては、施設の再構築と適正化を含めた更新計画を兼ねた計画とし、より効率的・効果的な耐震化を進めます。

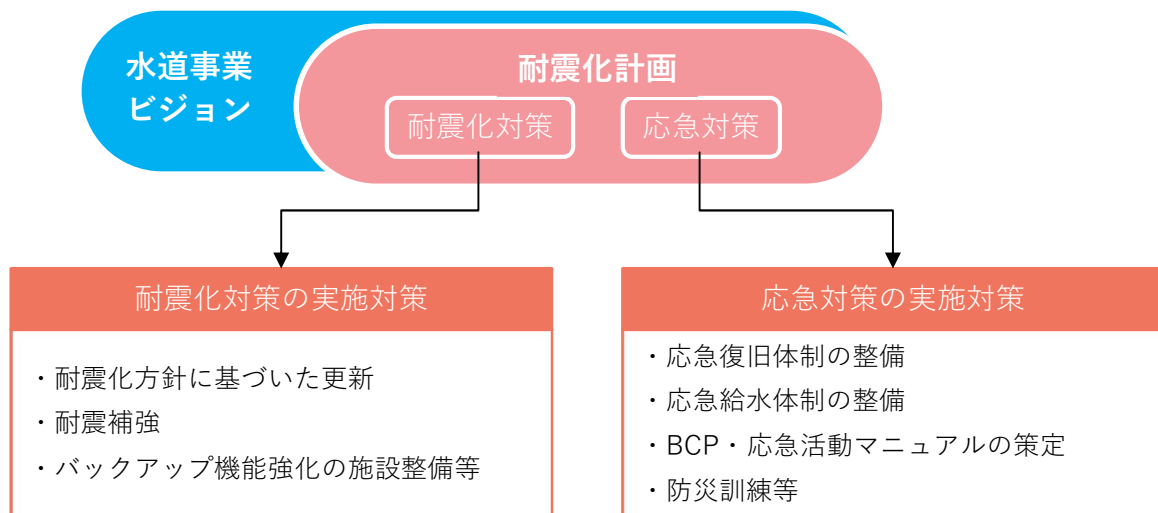


図 3-1.耐震化計画の位置づけ

●管路の耐震化

「上下水道耐震化計画」に基づき、石綿セメント管の更新を最優先とし、医療機関や避難所など、災害時において給水が特に必要な重要給水施設に供給する管路についても順次耐震化を進めます。

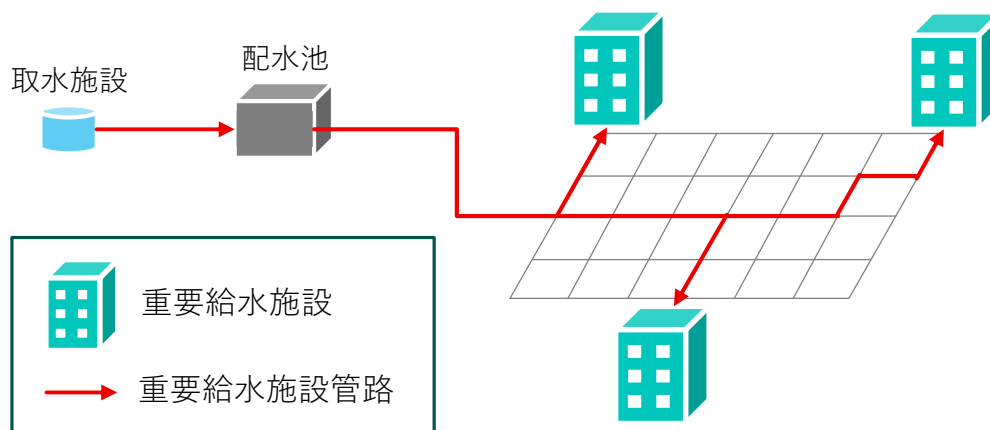


図 3-2.重要給水管路のイメージ図

3.2. 計画的な施設更新

●施設更新の計画と推進

管路を除いた水道施設（配水池等）については、法定耐用年数や更新基準年数の超過状況、耐震化を考慮した更新計画を策定し、優先度に応じた施設更新を計画的に進めます。

また、計画期間内に更新する施設については、今後の水需要の減少を考慮した施設規模の適正化を図るとともに、アセットマネジメントの検討結果を踏まえた事業量の平準化にも取り組みます。

●設備の定期的な更新

水道施設に設けられているポンプ設備や滅菌設備、電気計装設備については、施設に比べて耐用年数が短いことから定期的な更新を継続していきます。

また、日々の運転管理・点検等により施設の健全性を把握したうえで、必要に応じた修繕を実施し、施設の長寿命化や設備費用の抑制を図ります。

●管路の計画的な更新

国では、水道管の老朽化による漏水事故及び道路陥没事故等の発生を受けて、老朽化の進行による漏水のリスクが高く、早期に更新を行う必要がある鑄鉄管（ダクタイル鑄鉄管を除く）の更新を求めており、強靱で持続可能な水道システムの構築に向け、鑄鉄管の更新を推進するための計画である「鑄鉄管更新計画」の策定を要請しています。

本町においても、漏水事故の防止や災害時における安定給水のため、「上下水道耐震化計画」や「鑄鉄管更新計画」の趣旨を踏まえ、経過年数はもとより、管種や布設状況等から、耐震化の優先順位が高い管路を中心に更新を進めます。



埋設管路の漏水状況



水管橋の漏水状況

3.3. 危機管理体制の強化

水道事業者は、災害や事故が発生した場合においても、応急給水、応急復旧等の諸活動を迅速かつ的確に行うための体制を整備する必要があります。

●応急給水体制の整備及び強化

「湯沢町地域防災計画」との整合を図りながら、近隣他水道事業者等との災害時応援協定、支援体制・応急復旧体制を確立し、国・県・近隣市町村・日本水道協会新潟県支部・県水道協会・水道工事事業者等に速やかな応援を要請・協力できるよう相互応援体制の整備及び強化に努めます。

●給水拠点と給水資機材の整備

適切な応急給水を実施するために、給水拠点の整備を徹底するとともに、応急給水に必要な給水資機材（給水タンク、給水車両等）の整備と充実を図ります。

●防災教育、防災訓練の実施

防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的かつ継続的な育成を目的とした防災教育を継続するとともに、災害発生時においても、防災活動を的確に実施できるように防災訓練も継続的に実施します。



給水訓練の実施状況

第6章 投資・財政計画

1. 投資・財源の試算

1.1. 更新需要の試算

本計画に先立ち、令和6年度に実施したアセットマネジメント（マクロマネジメント）により、令和6年度（2024年度）～令和45年度（2063年度）までの約40年間の更新需要を予測しました。

算定において、法定耐用年数で一律に更新時期を設定すると、現有施設の整備が集中して行われていた場合には、更新需要も一時期に集中することとなり、更新事業の実現可能性に問題が生じる可能性があります。そこで、必ずしも法定耐用年数で更新していない実態も踏まえて、時間計画保全に基づいた更新基準年数を設定し、法定耐用年数で更新した場合との比較を行いました。

なお、更新時期（更新基準）の設定は、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」の更新基準の設定事例等を参考に、本町の実績等を踏まえて約1.5倍程度で設定しました。

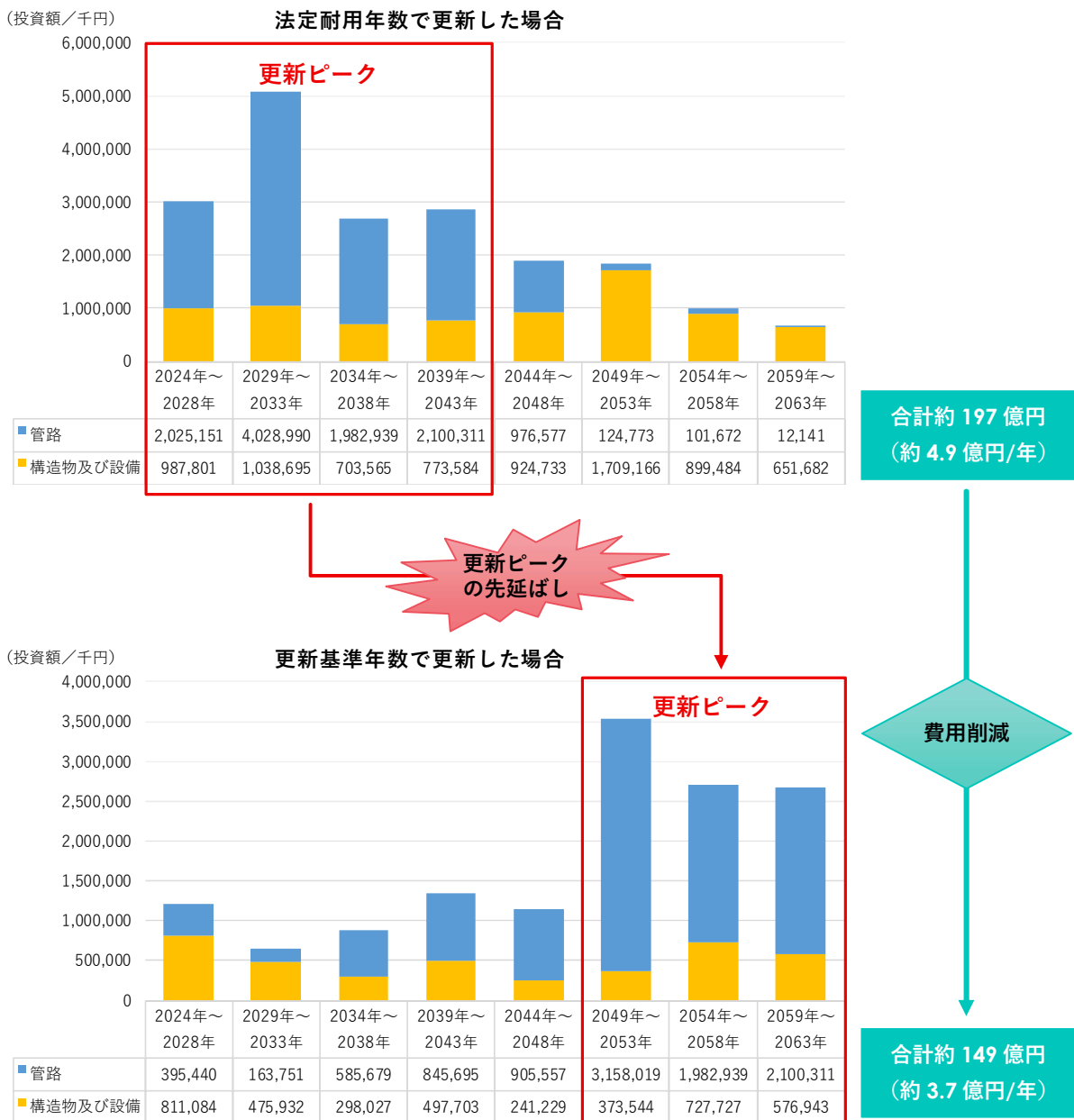
表 1-1.更新基準年数の設定

| 区 分 | 法定耐用年数 | 更新基準年数 | 摘 要 |
|-----|--------|--------|-----------|
| 建築 | 50 | 75 | 操作室、上屋等 |
| 土木 | 60 | 90 | 井戸、配水池等 |
| 電気 | 20 | 30 | 配線、盤類等 |
| 機械 | 15 | 25 | ポンプ、滅菌設備等 |
| 計装 | 10 | 15 | 流量計、監視装置等 |
| その他 | 40 | 60 | 不明資産等 |
| 管路 | 40 | 60 | 水管橋含む |

法定耐用年数で試算した場合は、40年間で約197億円の更新需要が発生し、1年間で平均すると約4.9億円の投資が必要となります。主に管路であり、今後20年間に集中していることが分かります。

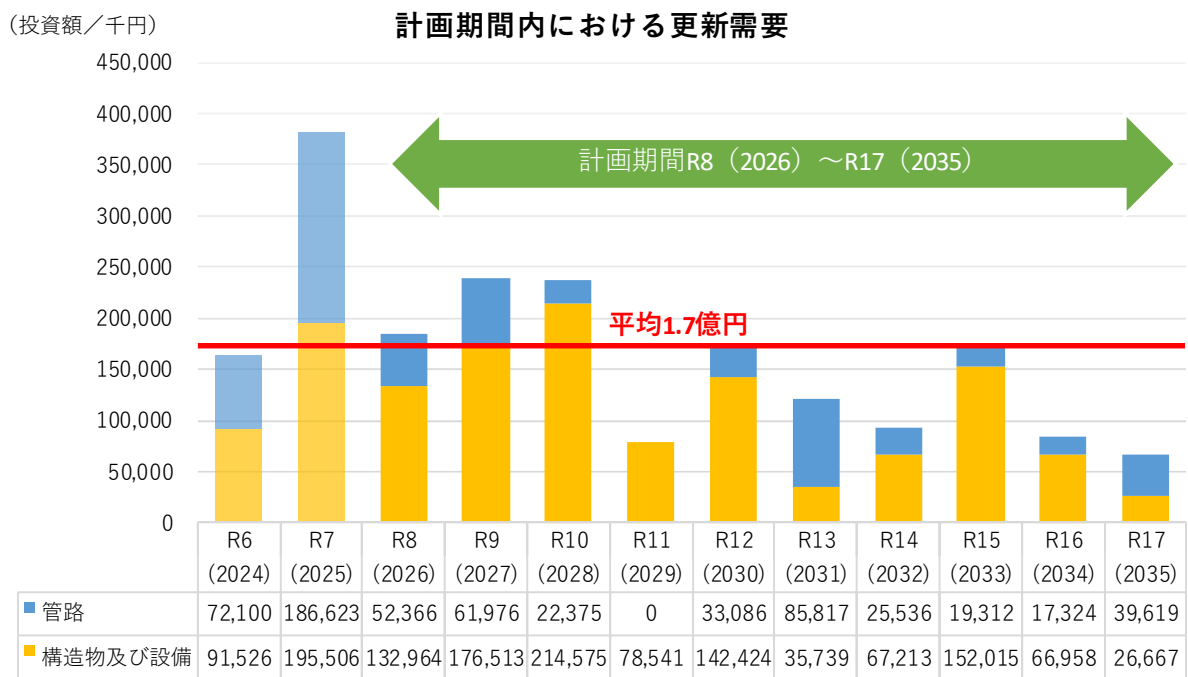
更新基準年数で試算した場合は、40年間で約149億円となり、法定耐用年数で更新した場合と比べ、約48億円の削減となり、1年間平均値で見ると約1.2億円の削減が期待できます。

ただし、整備の先延ばしにより、耐震化の遅れや漏水事故等の増加が懸念されることから、急所施設や重要給水施設への管路などは、前倒しを含めた計画的な更新を実施する事が重要となります。



また、試算基準年である令和6年度（2024年度）から、本計画の計画目標年度である令和17年度（2035年度）までの12年間の更新基準年数による投資額の合計は約20億円であり、1年間あたりに平準化すると約1.7億円となります。

この投資額は、計画期間内において、当面の水道施設の機能維持に必要となる投資規模の目安となります。



1.2. 財政収支の見通し

法定耐用年数及び更新基準年数の更新需要の試算結果を基に、更新を実施した場合の財政に与える影響を試算しました。

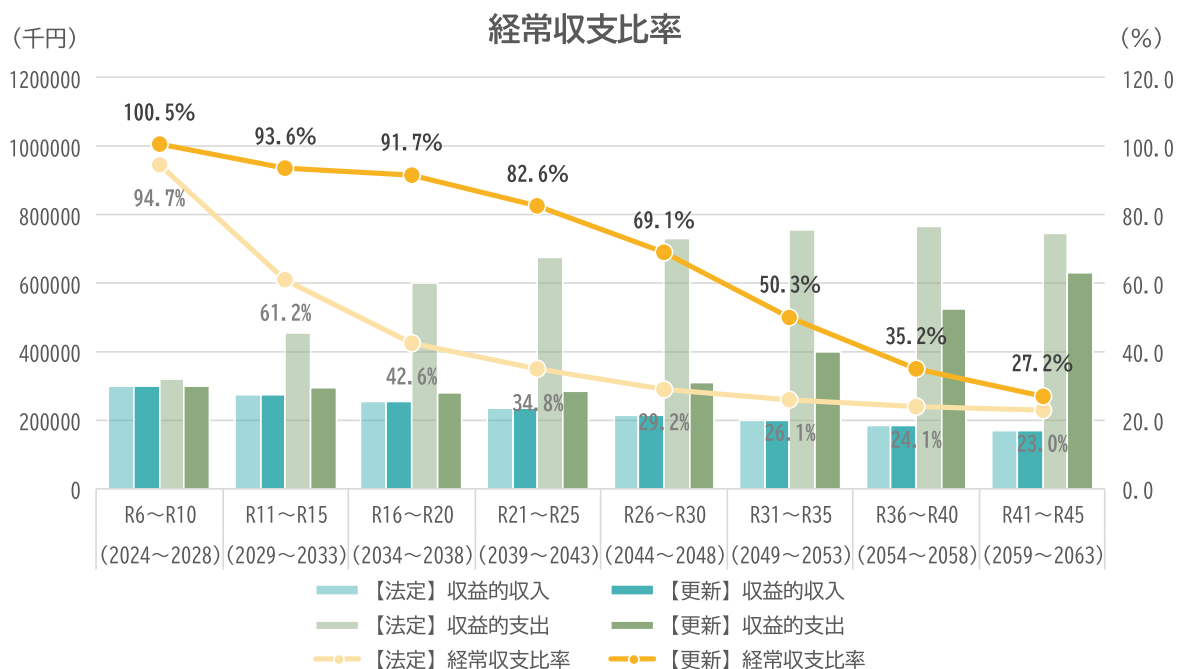
財政収支の算定における財政への変動要素としては、算定した更新需要と長期的な人口減少に伴う有収水量の減少のみを見込み、他の費目・項目については直近の実績値や平均値等で一定とする条件設定を行いました。

資本的収支の不足額については、自己資金で賄えない分を、起債によって充当することとしました。

(1) 収益的収支

法定耐用年数で更新した場合は、人口減少に伴う給水収益の低下、更新需要に基づく更新投資による減価償却費及び支払利息の増加も伴って、当初から経常収支比率が100%を下回る結果となりました。

更新基準年数で更新した場合においても、当面の更新需要は平準化されることで、経常収支比率の減少率は緩やかとなりますが、赤字経営が継続します。

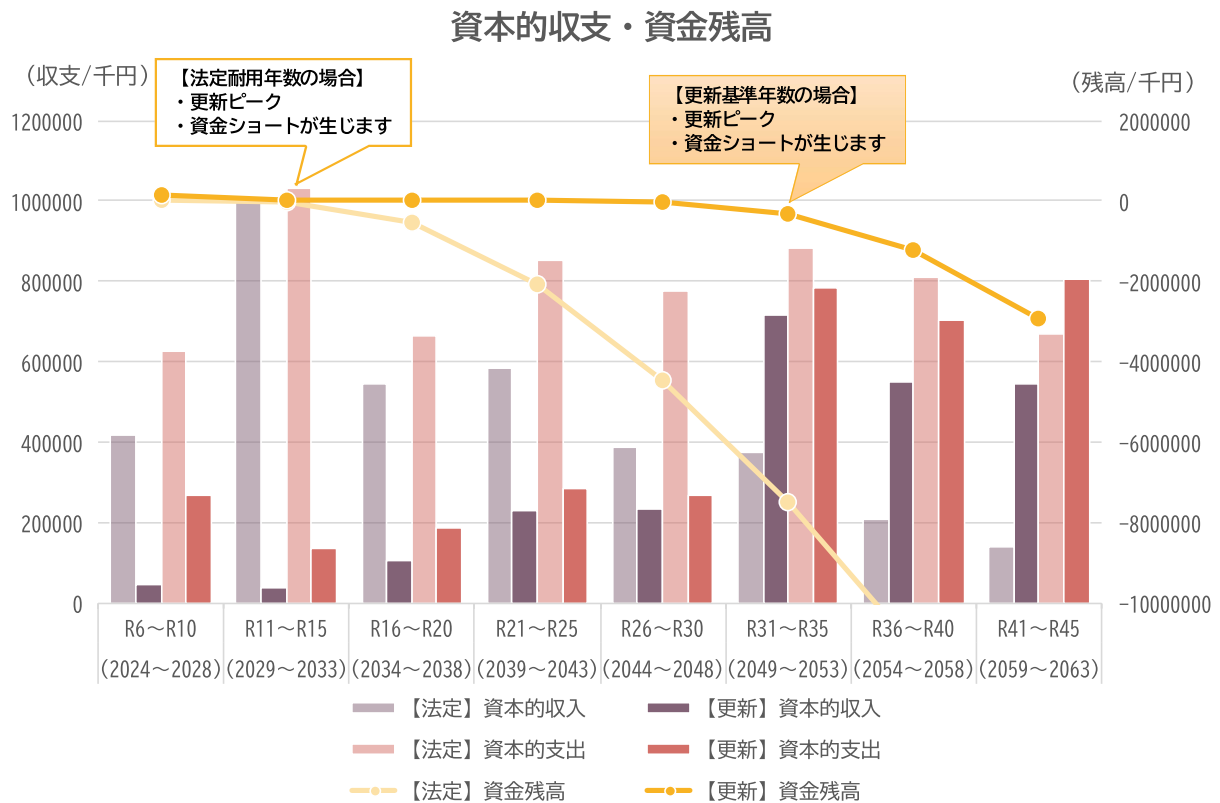


(2) 資本的収支と資金残高

法定耐用年数で更新した場合は、今後 20 年程度に更新需要が集中しているため、早い段階で起債比率が 100%に達し、令和 14 年度（2032 年度）には資金ショートが生じてしまいます。

更新基準年数で更新した場合は、当面は自己資金と起債により更新投資を行えるが、令和 29 年度（2047 年度）以降は起債比率が 100%に達し、結果的に資金ショートが生じる結果となりました。

いずれの場合も、資本的収支不足額を資金の取り崩しにより補填しているため、更新ピーク時には起債への依存及び資金ショートが生じることとなります。



2. 収支計画

2.1. 投資規模

アセットマネジメントによる更新需要の試算結果を踏まえ、第5章 実現方策で掲げた<施設の再構築と最適化>、<耐震化の推進>、<計画的な施設更新>を実現すべく、計画期間内に実施する投資内容を以下のとおり設定します。

| | |
|---------------------|--|
| 01 施設について | <ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化・耐震化対策として、選定した施設を対象に簡易耐震診断を実施し、診断結果を踏まえた更新計画を策定します。 ● 優先度の高い施設から更新又は耐震化を実施することとします。 ● 計画期間内に取り組む施設は、主に配水施設（配水池）を対象とします。 |
| 02 設備について | <ul style="list-style-type: none"> ● 過年度の実績と予防保全の観点から、更新周期を設定して計画的な設備更新を行います。 ● 専用回線の廃止に伴う回線工事を行います。 |
| 03 管路について | <ul style="list-style-type: none"> ● 「上下水道耐震化計画」に基づき、石綿セメント管及び重要給水施設向けの管路を優先して耐震化を実施します。 ● 「铸铁管更新計画」に基づき、老朽化した管路の更新を実施します。 ● 水管橋点検の結果を踏まえ、水管橋の更新及び修繕に取り組みます。 |

表 2-1.事業スケジュール（予定）

| 種別 | 事業 | R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) | R12 (2030) | R13 (2031) | R14 (2032) | R15 (2033) | R16 (2034) | R17 (2035) |
|---------|---------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 施設 | 主に配水池 | | 簡易耐震診断 | 更新計画 | → | | | | | | | |
| 設備 | 計画的設備更新 | → | | | | | | | | | | |
| | 回線工事 | → | | | | | | | | | | |
| 管路 | 石綿管更新 | | ■ | | | | | | | | | |
| | 铸铁管更新 | | | → | | | | | | | | |
| | 水管橋 | | | → | | | | | | | | |
| | その他管路 | → | | | | | | | | | | |
| 投資額（千円） | | 79,220 | 63,350 | 62,820 | 83,000 | 138,000 | 238,000 | 213,000 | 213,000 | 213,000 | 213,000 | 213,000 |

← 計画期間：平均 1.65 億円 →

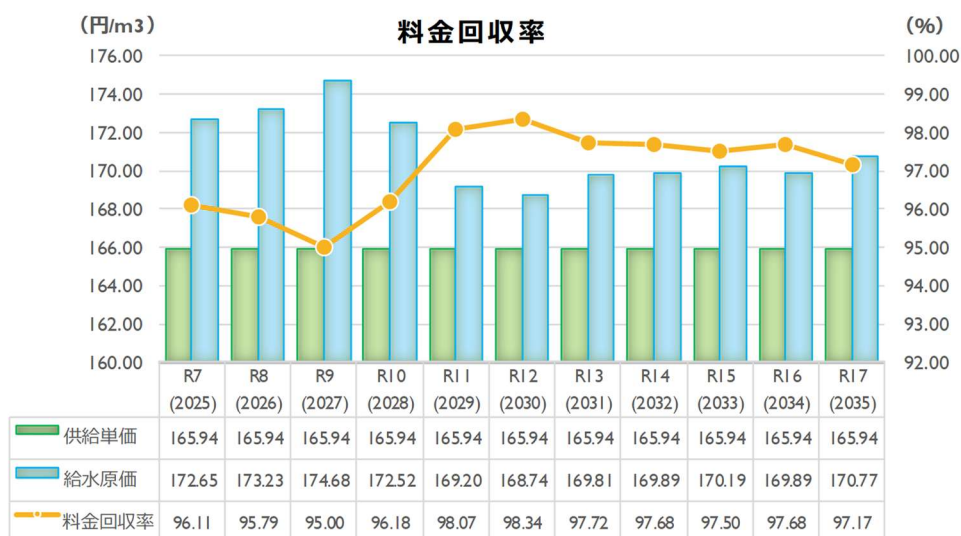
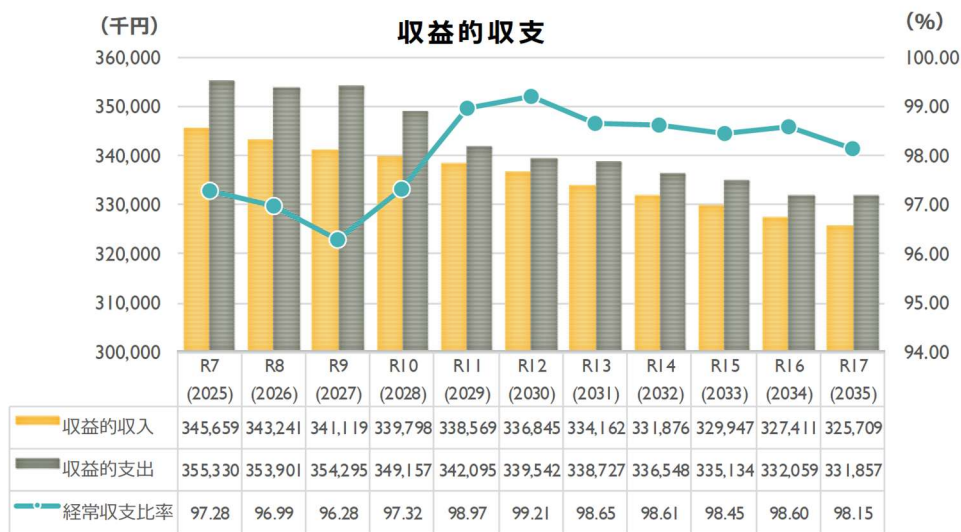
2.2. 財政計画

設定した投資規模に基づいて、計画期間内における収支計画を策定しました。

(1) 収益的収支

料金水準を現行のままとした場合、人口減少に伴う収益の減少が予測されることから、経常収支比率が100%を下回る見込みです。

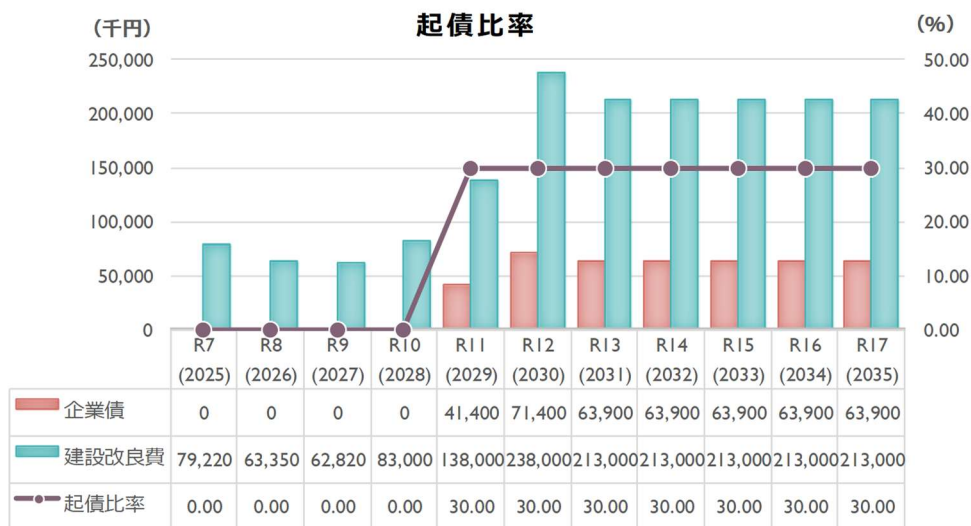
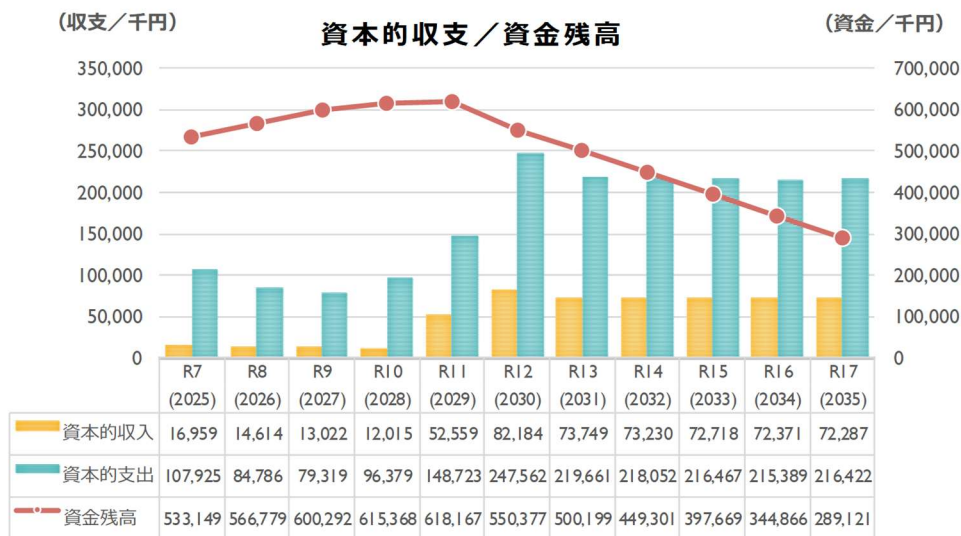
一方、近年は大規模な更新投資が行われていないため、現況資産にかかる減価償却費が減少し、収益的支出も減少傾向となります。



(2) 資本的収支

設定した投資規模に伴い建設改良費が増加するため、その財源として企業債の発行を予定していますが、資金残高は減少していく見込みとなりました。

企業債は、資金の減少を抑えるために、投資額が大きくなる令和11年度（2029年度）から建設改良費の30%分を充当することとしたため、企業債残高は増加する見込みとなります。



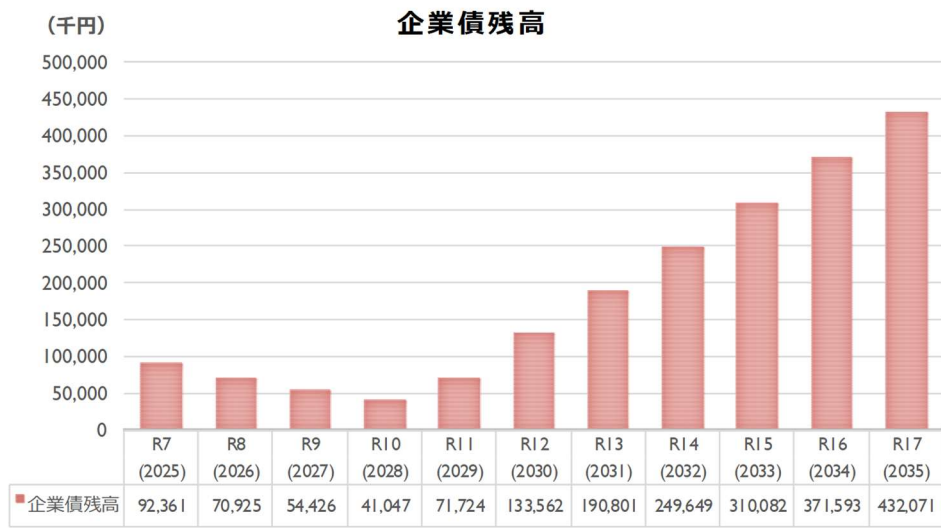


表 2-2.収益の収支（前期）

| ■収益の収支 | | 年度 | 実績 | | | | | (単位：千円，%) |
|----------------------|----------------|---------|----------|----------|----------|----------|---------|-----------|
| | | | 本年度 | (2024) | (2025) | (2026) | (2027) | |
| 区分 | | | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 収益 | 1. 営業収益 (A) | | 300,970 | 299,424 | 298,679 | 298,036 | 297,364 | 296,649 |
| | (1) 給水収益 | | 298,678 | 292,974 | 292,229 | 291,586 | 290,914 | 290,199 |
| | (2) 受託工事収益 (B) | | 1,564 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 |
| | (3) その他営業収益 | | 728 | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 |
| | 2. 営業外収益 | | 60,312 | 46,235 | 44,562 | 43,083 | 42,434 | 41,920 |
| | (1) 加入金 | | | | | | | |
| | (2) 受取利息及び配当金 | | 86 | 228 | 228 | 228 | 228 | 228 |
| | (3) 補助金 | | 1,153 | 722 | 722 | 722 | 722 | 722 |
| | 他会計補助金 | | 1,153 | 722 | 722 | 722 | 722 | 722 |
| | その他補助金 | | | | | | | |
| | (4) 長期前受金戻入 | | 58,598 | 44,905 | 43,232 | 41,753 | 41,104 | 40,590 |
| | 現況資産 | | 58,598 | 44,905 | 43,039 | 41,367 | 40,525 | 39,818 |
| | 新規取得資産 | | | | 193 | 386 | 579 | 772 |
| | (5) 雑収入 | | 475 | 380 | 380 | 380 | 380 | 380 |
| | 収入計 (C) | | 361,282 | 345,659 | 343,241 | 341,119 | 339,798 | 338,569 |
| 収益的支出 | 1. 営業費用 | | 317,658 | 352,998 | 352,197 | 353,012 | 348,176 | 341,352 |
| | (1) 原水及び浄水費 | | 61,649 | 68,065 | 75,610 | 75,610 | 75,610 | 75,610 |
| | 人件費 | | | | | | | |
| | 動力・薬品費 | | 28,675 | 30,500 | 30,500 | 30,500 | 30,500 | 30,500 |
| | 修繕費 | | 6,261 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 |
| | 委託料 | | 26,699 | 30,255 | 37,800 | 37,800 | 37,800 | 37,800 |
| | その他 | | 14 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 |
| | (2) 配水及び給水費 | | 28,872 | 43,329 | 43,929 | 43,929 | 43,929 | 43,929 |
| | 人件費 | | | | | | | |
| | 動力・薬品費 | | | | | | | |
| | 修繕費 | | 17,180 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 |
| | 委託料 | | 6,278 | 10,144 | 10,744 | 10,744 | 10,744 | 10,744 |
| | その他 | | 5,414 | 8,185 | 8,185 | 8,185 | 8,185 | 8,185 |
| | (3) 総係費 | | 63,198 | 75,634 | 67,864 | 71,634 | 71,634 | 71,634 |
| | 人件費 | | 35,811 | 35,983 | 35,983 | 35,983 | 35,983 | 35,983 |
| 修繕費 | | 514 | 670 | 670 | 670 | 670 | 670 | |
| 委託料 | | 8,902 | 16,414 | 8,644 | 12,414 | 12,414 | 12,414 | |
| その他 | | 17,971 | 22,567 | 22,567 | 22,567 | 22,567 | 22,567 | |
| (4) 受託工事費 | | 1,434 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | |
| (5) 減価償却費 | | 160,245 | 158,370 | 157,194 | 154,239 | 149,403 | 142,579 | |
| 現況資産 | | 160,245 | 158,370 | 155,213 | 150,674 | 144,267 | 135,368 | |
| 新規取得資産 | | | | 1,981 | 3,565 | 5,136 | 7,211 | |
| (6) 資産減耗費 | | 2,260 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | |
| 2. 営業外費用 | | 3,552 | 2,332 | 1,704 | 1,283 | 981 | 743 | |
| (1) 支払利息 | | 3,441 | 2,322 | 1,694 | 1,273 | 971 | 733 | |
| 既往債 | | 3,441 | 2,322 | 1,694 | 1,273 | 971 | 733 | |
| 新規債 | | | | | | | | |
| (2) 雑支出 | | 111 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| 支出計 (D) | | 321,210 | 355,330 | 353,901 | 354,295 | 349,157 | 342,095 | |
| 経常損益 (C)-(D) (E) | | 40,072 | ▲ 9,671 | ▲ 10,660 | ▲ 13,176 | ▲ 9,359 | ▲ 3,526 | |
| 特別利益 (F) | | | 1 | | | | | |
| 特別損失 (G) | | 418 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | |
| 特別損益 (F)-(G) (H) | | ▲ 418 | ▲ 1,499 | ▲ 1,500 | ▲ 1,500 | ▲ 1,500 | ▲ 1,500 | |
| 当年度純利益（又は純損失）(E)+(H) | | 39,654 | ▲ 11,170 | ▲ 12,160 | ▲ 14,676 | ▲ 10,859 | ▲ 5,026 | |

表 2-3.収益の収支（後期）

■収益の収支

(単位：千円，%)

| 区分 | | 年度 | (2030) R12 | (2031) R13 | (2032) R14 | (2033) R15 | (2034) R16 | (2035) R17 |
|-----------------------|----------------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 収 益 的 収 入 | 1. 営業収益 (A) | | 295,911 | 295,323 | 294,670 | 294,052 | 293,362 | 292,804 |
| | (1) 給水収益 | | 289,461 | 288,873 | 288,220 | 287,602 | 286,912 | 286,354 |
| | (2) 受託工事収益 (B) | | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 |
| | (3) その他営業収益 | | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 |
| | 2. 営業外収益 | | 40,934 | 38,839 | 37,206 | 35,895 | 34,049 | 32,905 |
| | (1) 加入金 | | | | | | | |
| | (2) 受取利息及び配当金 | | 228 | 228 | 228 | 228 | 228 | 228 |
| | (3) 補助金 | | 722 | 722 | 722 | 722 | 722 | 722 |
| | 他会計補助金 | | 722 | 722 | 722 | 722 | 722 | 722 |
| | その他補助金 | | | | | | | |
| | (4) 長期前受金戻入 | | 39,604 | 37,509 | 35,876 | 34,565 | 32,719 | 31,575 |
| | 現況資産 | | 38,639 | 36,351 | 34,525 | 33,021 | 30,982 | 29,645 |
| | 新規取得資産 | | 965 | 1,158 | 1,351 | 1,544 | 1,737 | 1,930 |
| | (5) 雑収入 | | 380 | 380 | 380 | 380 | 380 | 380 |
| | 収入計 (C) | | 336,845 | 334,162 | 331,876 | 329,947 | 327,411 | 325,709 |
| | 1. 営業費用 | | 338,162 | 336,081 | 332,745 | 330,142 | 325,855 | 324,386 |
| | (1) 原水及び浄水費 | | 75,610 | 75,610 | 75,610 | 75,610 | 75,610 | 75,610 |
| | 人件費 | | | | | | | |
| | 動力・薬品費 | | 30,500 | 30,500 | 30,500 | 30,500 | 30,500 | 30,500 |
| 修繕費 | | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | |
| 委託料 | | 37,800 | 37,800 | 37,800 | 37,800 | 37,800 | 37,800 | |
| その他 | | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 | |
| (2) 配水及び給水費 | | 43,929 | 43,929 | 43,929 | 43,929 | 43,929 | 43,929 | |
| 人件費 | | | | | | | | |
| 動力・薬品費 | | | | | | | | |
| 修繕費 | | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | 25,000 | |
| 委託料 | | 10,744 | 10,744 | 10,744 | 10,744 | 10,744 | 10,744 | |
| その他 | | 8,185 | 8,185 | 8,185 | 8,185 | 8,185 | 8,185 | |
| (3) 総係費 | | 71,634 | 71,634 | 71,634 | 71,634 | 71,634 | 71,634 | |
| 人件費 | | 35,983 | 35,983 | 35,983 | 35,983 | 35,983 | 35,983 | |
| 修繕費 | | 670 | 670 | 670 | 670 | 670 | 670 | |
| 委託料 | | 12,414 | 12,414 | 12,414 | 12,414 | 12,414 | 12,414 | |
| その他 | | 22,567 | 22,567 | 22,567 | 22,567 | 22,567 | 22,567 | |
| (4) 受託工事費 | | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | 5,600 | |
| (5) 減価償却費 | | 139,389 | 137,308 | 133,972 | 131,369 | 127,082 | 125,613 | |
| 現況資産 | | 128,728 | 120,697 | 112,036 | 104,108 | 94,496 | 87,702 | |
| 新規取得資産 | | 10,661 | 16,611 | 21,936 | 27,261 | 32,586 | 37,911 | |
| (6) 資産減耗費 | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | |
| 2. 営業外費用 | | 1,380 | 2,646 | 3,803 | 4,992 | 6,204 | 7,471 | |
| (1) 支払利息 | | 1,370 | 2,636 | 3,793 | 4,982 | 6,194 | 7,461 | |
| 既往債 | | 542 | 380 | 259 | 170 | 104 | 93 | |
| 新規債 | | 828 | 2,256 | 3,534 | 4,812 | 6,090 | 7,368 | |
| (2) 雑支出 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | |
| 支出計 (D) | | 339,542 | 338,727 | 336,548 | 335,134 | 332,059 | 331,857 | |
| 經常損益 (C)-(D) (E) | | ▲ 2,697 | ▲ 4,565 | ▲ 4,672 | ▲ 5,187 | ▲ 4,648 | ▲ 6,148 | |
| 特別利益 (F) | | | | | | | | |
| 特別損失 (G) | | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | 1,500 | |
| 特別損益 (F)-(G) (H) | | ▲ 1,500 | ▲ 1,500 | ▲ 1,500 | ▲ 1,500 | ▲ 1,500 | ▲ 1,500 | |
| 当年度純利益（又は純損失）(E)+(H) | | ▲ 4,197 | ▲ 6,065 | ▲ 6,172 | ▲ 6,687 | ▲ 6,148 | ▲ 7,648 | |

表 2-4.資本的収支（前期）

| ■資本的収支 | | 実績 | | 本年度 | | (単位：千円) | |
|----------------|---------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 区分 | 年度 | (2024) R6 | (2025) R7 | (2026) R8 | (2027) R9 | (2028) R10 | (2029) R11 |
| 資本的収入 | 1. 企業債 | | | | | | 41,400 |
| | うち資本費平準化債 | | | | | | |
| | 2. 他会計出資金 | | | | | | |
| | 3. 他会計補助金 | 14,294 | 9,259 | 6,914 | 5,322 | 4,315 | 3,459 |
| | 4. 他会計負担金 | | | | | | |
| | 5. 他会計借入金 | | | | | | |
| | 6. 国（都道府県）補助金 | | | | | | |
| | 7. 固定資産売却代金 | | | | | | |
| | 8. 工事負担金 | 3,526 | 7,700 | 7,700 | 7,700 | 7,700 | 7,700 |
| | 9. その他 | | | | | | |
| | 計 (A) | 17,820 | 16,959 | 14,614 | 13,022 | 12,015 | 52,559 |
| | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | | | | | | |
| | 純計 (A)-(B) (C) | 17,820 | 16,959 | 14,614 | 13,022 | 12,015 | 52,559 |
| 資本的支出 | 1. 建設改良費 | 88,223 | 79,220 | 63,350 | 62,820 | 83,000 | 138,000 |
| | うち職員給与費 | | | | | | |
| | 2. 企業債償還金 | 41,084 | 28,705 | 21,436 | 16,499 | 13,379 | 10,723 |
| | 既往債 | 41,084 | 28,705 | 21,436 | 16,499 | 13,379 | 10,723 |
| | 新規債 | | | | | | |
| 3. 他会計長期借入返還金 | | | | | | | |
| 4. 他会計への支出金 | | | | | | | |
| 5. その他 | | | | | | | |
| | 計 (D) | 129,307 | 107,925 | 84,786 | 79,319 | 96,379 | 148,723 |
| | 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) | 111,487 | 90,966 | 70,172 | 66,297 | 84,364 | 96,164 |
| 資金可能額 | 1. 損益勘定留保資金 | 127,113 | 138,108 | 163,104 | 207,418 | 251,420 | 271,045 |
| | 過年度損益勘定留保資金 | 23,206 | 22,643 | 47,142 | 92,932 | 141,121 | 167,056 |
| | 減価償却費 | 160,245 | 158,370 | 157,194 | 154,239 | 149,403 | 142,579 |
| | 資産減耗費 | 2,260 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| | 長期前受金戻入（▲） | ▲ 58,598 | ▲ 44,905 | ▲ 43,232 | ▲ 41,753 | ▲ 41,104 | ▲ 40,590 |
| | その他 | | | | | | |
| | 2. 利益剰余金処分量 | 497,178 | 486,007 | 473,847 | 459,171 | 448,312 | 443,286 |
| | 当年度末処分利益剰余金 | 238,326 | 497,177 | 486,007 | 473,847 | 459,171 | 448,312 |
| | 当年度純利益（又は純損失） | 39,654 | ▲ 11,170 | ▲ 12,160 | ▲ 14,676 | ▲ 10,859 | ▲ 5,026 |
| | その他 | 219,198 | | | | | |
| 3. 繰越工事資金 | | | | | | | |
| 4. 消費税資本的収支調整額 | 7,019 | | | | | | |
| 過年度消費税資本的収支調整額 | | | | | | | |
| 当年度消費税資本的収支調整額 | 7,019 | | | | | | |
| 5. その他 | | | | | | | |
| | 計 (F) | 631,310 | 624,115 | 636,951 | 666,589 | 699,732 | 714,331 |
| | 補填財源不足額 (E)-(F) | | | | | | |
| 資金残高 | 1. 損益勘定留保資金 | 104,469 | 90,966 | 70,172 | 66,297 | 84,364 | 96,164 |
| | 2. 利益剰余金処分量 | | | | | | |
| | 3. 繰越工事資金 | | | | | | |
| | 4. 消費税資本的収支調整額 | 7,019 | | | | | |
| | 5. その他 | | | | | | |
| | 計 (G) | 111,488 | 90,966 | 70,172 | 66,297 | 84,364 | 96,164 |
| 他会計借入金残高 | 1. 損益勘定留保資金 | 22,643 | 47,142 | 92,932 | 141,121 | 167,056 | 174,881 |
| | 2. 利益剰余金処分量 | 497,177 | 486,007 | 473,847 | 459,171 | 448,312 | 443,286 |
| | 3. 繰越工事資金 | | | | | | |
| | 4. 消費税資本的収支調整額 | | | | | | |
| | 5. その他 | | | | | | |
| | 計 (H) | 519,820 | 533,149 | 566,779 | 600,292 | 615,368 | 618,167 |
| | 他会計借入金残高 (I) | | | | | | |
| | 企業債残高 (J) | 121,066 | 92,361 | 70,925 | 54,426 | 41,047 | 71,724 |

表 2-5.資本的収支（後期）

| ■資本的収支 | | (単位：千円) | | | | | | |
|----------------|---------------------------------|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 区分 | | 年度 | (2030) R12 | (2031) R13 | (2032) R14 | (2033) R15 | (2034) R16 | (2035) R17 |
| 資本的収入 | 1. 企業債 | | 71,400 | 63,900 | 63,900 | 63,900 | 63,900 | 63,900 |
| | うち資本費平準化債 | | | | | | | |
| | 2. 他会計出資金 | | | | | | | |
| | 3. 他会計補助金 | | 3,084 | 2,149 | 1,630 | 1,118 | 771 | 687 |
| | 4. 他会計負担金 | | | | | | | |
| | 5. 他会計借入金 | | | | | | | |
| | 6. 国（都道府県）補助金 | | | | | | | |
| | 7. 固定資産売却代金 | | | | | | | |
| | 8. 工事負担金 | | 7,700 | 7,700 | 7,700 | 7,700 | 7,700 | 7,700 |
| | 9. その他 | | | | | | | |
| | 計 (A) | | 82,184 | 73,749 | 73,230 | 72,718 | 72,371 | 72,287 |
| | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | | | | | | | |
| | 純計 (A)-(B) (C) | | 82,184 | 73,749 | 73,230 | 72,718 | 72,371 | 72,287 |
| 資本的支出 | 1. 建設改良費 | | 238,000 | 213,000 | 213,000 | 213,000 | 213,000 | 213,000 |
| | うち職員給与費 | | | | | | | |
| | 2. 企業債償還金 | | 9,562 | 6,661 | 5,052 | 3,467 | 2,389 | 3,422 |
| | 既往債 | | 9,562 | 6,661 | 5,052 | 3,467 | 2,389 | 2,129 |
| | 新規債 | | | | | | | 1,293 |
| | 3. 他会計長期借入返還金 | | | | | | | |
| 4. 他会計への支出金 | | | | | | | | |
| 5. その他 | | | | | | | | |
| | 計 (D) | | 247,562 | 219,661 | 218,052 | 216,467 | 215,389 | 216,422 |
| | 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E) | | 165,378 | 145,912 | 144,822 | 143,749 | 143,018 | 144,135 |
| 資金可能額 | 1. 損益勘定留保資金 | | 276,666 | 213,087 | 167,271 | 121,253 | 96,363 | 96,038 |
| | 過年度損益勘定留保資金 | | 174,881 | 111,288 | 67,175 | 22,449 | | |
| | 減価償却費 | | 139,389 | 137,308 | 133,972 | 131,369 | 127,082 | 125,613 |
| | 資産減耗費 | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| | 長期前受金戻入（▲） | | ▲ 39,604 | ▲ 37,509 | ▲ 35,876 | ▲ 34,565 | ▲ 32,719 | ▲ 31,575 |
| | その他 | | | | | | | |
| | 2. 利益剰余金処分量 | | 439,089 | 433,024 | 426,852 | 420,165 | 391,521 | 337,218 |
| | 当年度末処分利益剰余金 | | 443,286 | 439,089 | 433,024 | 426,852 | 397,669 | 344,866 |
| | 当年度純利益（又は純損失） | | ▲ 4,197 | ▲ 6,065 | ▲ 6,172 | ▲ 6,687 | ▲ 6,148 | ▲ 7,648 |
| | その他 | | | | | | | |
| 3. 繰越工事資金 | | | | | | | | |
| 4. 消費税資本的収支調整額 | | | | | | | | |
| 過年度消費税資本的収支調整額 | | | | | | | | |
| 当年度消費税資本的収支調整額 | | | | | | | | |
| 5. その他 | | | | | | | | |
| | 計 (F) | | 715,755 | 646,111 | 594,123 | 541,418 | 487,884 | 433,256 |
| | 補填財源不足額 (E)-(F) | | | | | | | |
| 収支額 | 1. 損益勘定留保資金 | | 165,378 | 145,912 | 144,822 | 121,253 | 96,363 | 96,038 |
| | 2. 利益剰余金処分量 | | | | | 22,496 | 46,655 | 48,097 |
| | 3. 繰越工事資金 | | | | | | | |
| | 4. 消費税資本的収支調整額 | | | | | | | |
| | 5. その他 | | | | | | | |
| | 計 (G) | | 165,378 | 145,912 | 144,822 | 143,749 | 143,018 | 144,135 |
| 資金残高 | 1. 損益勘定留保資金 | | 111,288 | 67,175 | 22,449 | | | |
| | 2. 利益剰余金処分量 | | 439,089 | 433,024 | 426,852 | 397,669 | 344,866 | 289,121 |
| | 3. 繰越工事資金 | | | | | | | |
| | 4. 消費税資本的収支調整額 | | | | | | | |
| | 5. その他 | | | | | | | |
| | 計 (H) | | 550,377 | 500,199 | 449,301 | 397,669 | 344,866 | 289,121 |
| | 他会計借入金残高 (I) | | | | | | | |
| | 企業債残高 (J) | | 133,562 | 190,801 | 249,649 | 310,082 | 371,593 | 432,071 |

表 2-6.収支計画における主な条件設定

| | | 区分 | 設定方法 | |
|---|-----------|---------|--|-----------------|
| 収益的 収支 | 収入 | 給水収益 | 年間有収水量（水需要予測より）×供給単価（現行料金水準） | |
| | | 補助金 | 最新年度の予算額で一定 | |
| | | 長期前受金戻入 | ・現況資産分は予定額より設定 ・更新資産分は以下の試算条件より設定 | |
| | | その他 | 主に最新年度の実績値又は予算額で一定 | |
| | 支出 | 人件費 | 最新年度の予算額で一定 | |
| | | 動力・薬品費 | 最新年度の予算額で一定 | |
| | | 修繕費 | 最新年度の予算額で一定 | |
| | | 委託料 | 簡易耐震診断（R8）及び更新計画（R9）の委託費と、水質検査及び各種点検費の物価上昇分（約20%）を見込んで設定 | |
| | | 減価償却費 | ・現況資産分は予定額より設定 ・更新資産分は以下の試算条件より設定 | |
| | | 資産減耗費 | 最新年度の予算額で一定 | |
| | | 支払利息 | ・既往債分は予定額より設定 ・新規債分は以下の試算条件より設定 | |
| | | その他 | 主に最新年度の実績値又は予算額で一定 | |
| | 資本的 収支 | 収入 | 企業債 | R11 から建設改良費の30% |
| | | | 他会計補助金 | 償還金（旧簡水分）の1/2 |
| 工事負担金 | | | 最新年度の予算額で一定 | |
| 支出 | | 建設改良費 | 前項の投資規模より設定 | |
| | | 企業債償還金 | ・既往債分は予定額より設定 ・新規債分は以下の試算条件より設定 | |
| ※1.減価償却費及び長期前受け金戻入の試算条件 | | | | |
| ①耐用年数：一律40年で設定 ②償却率：地方公営企業法に準拠（定額法） ③投資額：建設改良費 | | | | |
| ※2.企業債償還金及び支払利息の試算条件 | | | | |
| ①借入額：当該年度企業債発行額 ②償還期間：一律30年で設定 ③据置期間：一律5年で設定 ④利率：一律2.0%で設定 | | | | |

3. 今後の取組

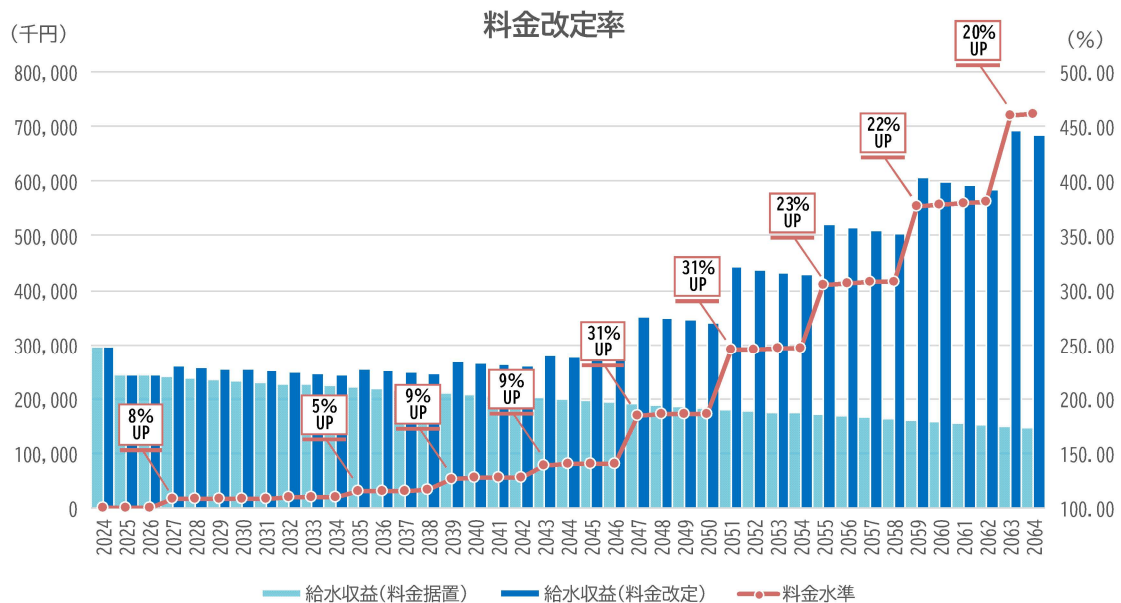
計画期間内の純損益が赤字となっているため、今後策定する更新計画（耐震化計画）に基づいた投資規模の見直しを行い、コスト削減や適正な料金水準及び料金体系の見直しに向けた検討を実施します。

また、企業債充当率を30%で設定していますが、今後の経営状況に応じて、世代間負担の公平性を確保するため、企業債発行額や企業債残高について適切に管理し、充当率の抑制へ向けた取り組みを図ります。

<料金改定のシミュレーション>

アセットマネジメントでは、更新基準年数で更新した場合の料金改定シミュレーションを行っており、更新ピークを迎える令和29年度（2047年度）以降の改定率が大きく、試算期間の40年後には現行料金水準の4～5倍となる結果となりました。

施設の再構築や最適化、業務の効率化に取り組むことで改定率の抑制につながりますが、料金改定を含む財源確保へ向けた取組は余儀なくされる状況にあります。



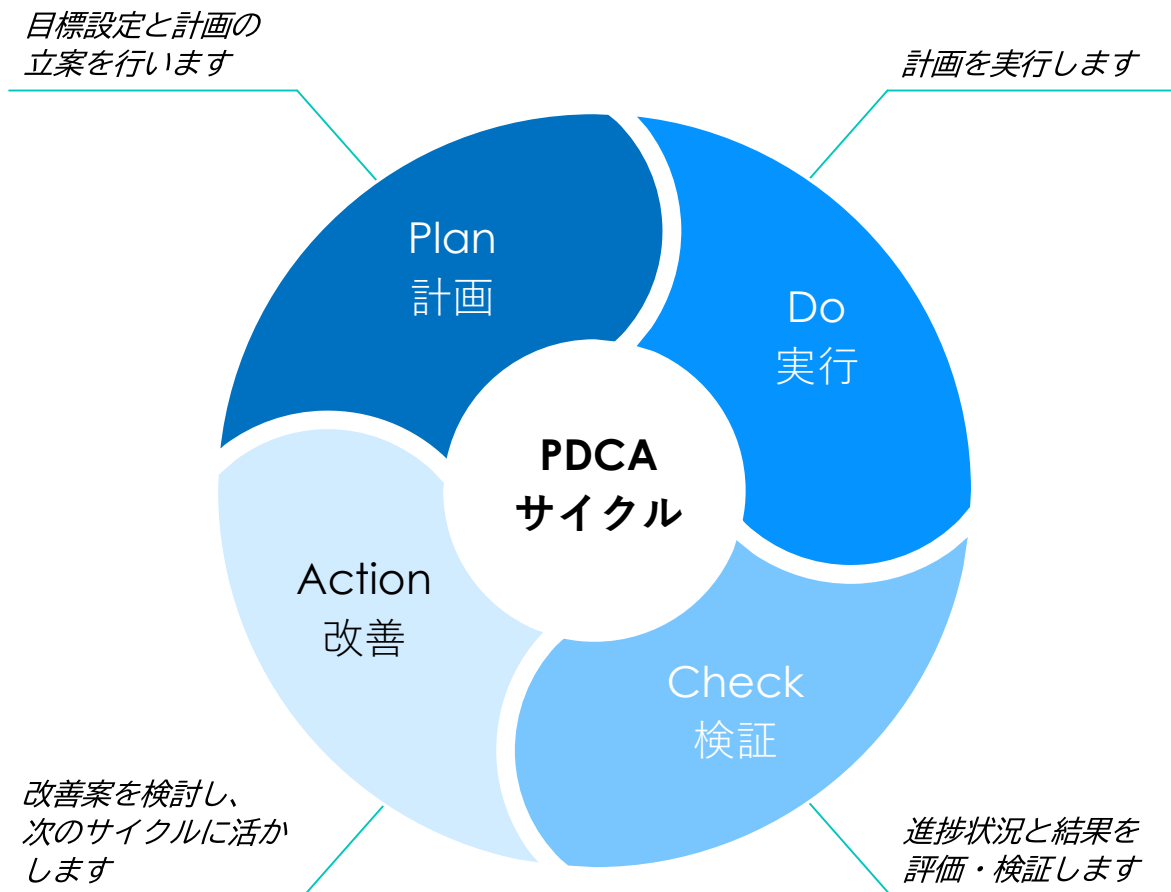
算定条件

- 更新基準年数
- 4年間隔で改定
- 次回改定年度の前年の損益がマイナスにならないように改定
- 改定率は1%単位で設定
- 最低確保資金の設定は行わない

第7章 事後検証（フォローアップ）

本計画の事後検証は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（検証）→ Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うPDCAサイクルにより行い、目標の達成状況や実現方策の実施状況について、定期的に点検・評価し、必要に応じた改定を行います。

具体的には、5年を目途に行うこととし、事業環境の変化や他計画との調整など、本計画で掲げた施策等に影響が生じる場合は、適宜修正を行っていきます。



用語解説

| 用語 | 解説 |
|--------------|--|
| あ行 | |
| アセットマネジメント | 将来にわたって水道事業の経営を安定的に継続するための、長期的視野に立った計画的な資産管理をいう。 |
| 一日平均給水量 | 年間の総給水量を年日数で除した値。 |
| 一日最大給水量 | 年間の一日給水量の最大値。 |
| か行 | |
| 簡易水道事業 | 給水人口が 101 人以上 5,000 人以下の水道事業。 |
| 基幹管路 | 導水管、送水管、配水本管の総称。 |
| 企業債（起債） | 公営企業が建設改良等の財源に充てるため、公的資金や民間資金から借入れる資金。 |
| 企業債残高対給水収益比率 | 企業債現在残高合計／給水収益で表され、企業債残高の規模を示す値。 |
| 給水区域 | 国の認可を受け、水道事業者が水道水を供給するために設定した区域。 |
| 給水原価 | [経常費用－（受託工事費＋材料及び不要品売却原価＋附帯事業費－長期前受金戻入）]／年間有収水量で表され、有収水量 1m ³ 当りでどれだけの費用がかかっているかを示す値。 |
| 給水収益 | 主に水道料金による収益。 |
| 給水人口 | 給水区域内に居住し、水道により水の供給を受けている人口。 |
| 給水普及率 | 給水人口／給水区域内人口で表され、水道サービスの利用状況を示す値。 |
| 供給単価 | 給水収益／年間有収水量で表され、有収水量 1m ³ 当りでどれだけの収益を得ているかを示す値。 |
| 行政区域内人口 | 本町の総人口。 |
| クリプトスポリジウム等 | 耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアをいう。 |
| 経常収支比率 | 経常収益／経常費用で表され、収益性を示す値。値が高いほど利益率が高く、100%未満であることは経常損失を生じていることとなる。 |
| 減価償却費 | 建物、構築物、機械器具、車両運搬具など、時間経過等によってその価値が減少する資産について、その取得に要した金額を耐用年数等に応じて事業年度ごとに費用化したもの。 |
| 口径別逓増型 | 水道メーターの口径を基準に価格差を設けるとともに、使用水量の増加に伴い従量料金の単価が増加する体系。 |

| 用語 | 解説 |
|-----------|---|
| さ行 | |
| 最大稼働率 | 一日最大給水量／施設能力で表され、水道施設の効率性を示す値。数値が大きいほど施設が有効活用されているといえるが、100%に近い場合は安定的な給水に問題があるといえる。 |
| 資金ショート | 資金残高が不足し、事業経営に必要な支払いができなくなる状態。 |
| 施設能力 | 浄水施設の一日最大配水（給水）能力。 |
| 施設利用率 | 一日平均給水量／施設能力で表され、水道施設の効率性を示す値。数値が大きいほど効率的となる。 |
| 資本的収支 | 建設改良など長期的な投資とその財源を示す会計上の区分。 |
| 収益的収支 | 事業年度における営業活動の収益と費用を示す会計上の区分。 |
| 重要給水施設 | 震災時の給水が特に必要な医療機関、避難所等。 |
| 上水道事業 | 給水人口が 5,001 人以上の水道事業。 |
| 水道普及率 | 給水人口／行政区域内人口で表され、水道の整備状況を示す値。 |
| 専用水道 | 給水人口が 101 人以上の自家用（寄宿舍、社宅等）の水道で、水道施設の一日最大給水量が 20m ³ を超える水道。 |
| た行 | |
| 耐震化率 | 対象施設的能力（容量）に対する耐震性のある施設の割合を示す値で、地震災害に対する施設の信頼性・安全性を表す。 |
| 耐震管率 | 対象管路の延長に対する耐震性のある管路延長の割合を示す値で、地震災害に対する管路の信頼性・安全性を表す。 |
| 耐震適合率 | 対象管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示す値で、耐震管率を補足するもの。 |
| 地下水 | 主として雨や雪などが地下に浸透した水で、砂や礫などの堆積物の間隙を満たしている地層水と岩石の割れ目にある裂か水に分けられる。地層水には、不圧地下水と被圧地下水がある。 |
| 独立採算方式 | 経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる方式。 |
| な行 | |
| 二部料金制 | 維持経費として負担いただく「基本料金」と、使用水量に応じて負担いただく「従量料金」から構成される体制。 |
| は行 | |
| 配水池 | 配水を行うための浄水を貯留する施設で、配水量の時間変動を調整するとともに、非常時に一定の水量を維持できる機能を有する施設。 |

| 用語 | 解説 |
|--------------------------------|---|
| 負荷率 | 一日平均給水量／一日最大給水量で表され、水道施設の効率性を示す値。100%に近いほど効率的となる。 |
| 伏流水 | 河川水が河床またはその付近に潜流しているもので、不圧地下水の一種。 |
| 法定耐用年数 | 地方公営企業法で定められた固定資産の会計上の耐用年数。 |
| 補助金 | 国や県などが、特定の要件を満たした事業を支援するために交付する資金。 |
| ま行 | |
| 水需要 | 生活用水や業務営業用水、工業用水など、生活するうえで必要となる水量。 |
| や行 | |
| 有効率 | 有効水量／給水量で表され、経営効率性を示す値。100%に近いほど効率的となる。 |
| 有収水量 | 水道料金徴収の対象となった水量。 |
| 有収率 | 有収水量／給水量で表され、供給される水量がどの程度収益につながっているかを示す値。 |
| 湧水 | 地下水が地表に湧出したもの。 |
| ら行 | |
| 流動比率 | 流動資産／流動負債で表され、短期的な債務に対する支払い能力を示す値。100%を下回っている場合は、不良債権が発生している可能性が高い。 |
| 料金回収率 | 供給単価／給水原価で表され、事業の経営状況の健全性を示す値。100%を下回っている場合は、給水費用が料金収入以外で賄われていることとなり、健全でないといえる。 |
| 累積欠損金比率 | 累積欠損金／（営業収益－受託工事収益）で表され、経営の健全性を示す値。有している場合は、経営改善を図る必要がある。 |
| D行 | |
| DX (Digital Transformation) | デジタル技術の活用により、生産性や業務効率の向上、働き方を変革すること。 |
| O行 | |
| OJT (On-the-Job Training) | 実務をとおして知識やスキルを身につける人材育成の手法。 |



湯沢町水道事業短中期期計画

令和 8 年 3 月

発行／湯 沢 町 役 場

編集／地域整備部 上下水道課

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

TEL : 025-784-3454

FAX : 025-784-1818

URL : <https://www.town.yuzawa.lg.jp>
